

平成 18 年

総務教育常任委員会会議録

平成 18 年 9 月 6 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成18年

総務教育常任委員会

平成18年9月6日（水曜日）

◎調査事件

(1) 自主財源の確保について

◎出席委員（7名）

委員長	平野隆雄	副委員長	安藤安雄
委員	滝川明子	委員	佐藤多市
委員	杉村欣一	委員	加藤雅行
委員	溝部幸基		

◎欠席委員（0名）

◎出席説明員

町長	村田駿	助役	竹下泰弘
財務課長	花田春夫	財務課税務グループ参事	本庄屋誠
財務課税務グループ総括主査	近藤勝弘	総務課企画グループ参事	土門修一
建設課長	新山佳隆	町民課福祉グループ参事	花田修一

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大坂屋昌輝	議会グループ総括主査	石堂一志
--------	-------	------------	------

(開会 午前10時00分)

○**委員長(平野隆雄)** おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の調査事件は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

案件の調査に入る前に、申し出により村田町長のあいさつを行います。

村田町長。

○**町長(村田駿)** あらためて、おはようございます。一言、ごあいさつ申し上げます。

総務教育常任委員の皆さまには何かとお忙しい中、委員会へのご出席、まことにご苦労さまでございます。

本日の調査事件であります自主財源の確保につきましては、国の財政硬直化に伴い、当町においても依存度の高い地方交付税は三位一体改革等の推進により、年々削減されている現状にあり、また、平成19年度からは地方交付税の算定も人口と面積を基本とした算定方式が検討されており、もし、それが導入されますと、人口が大幅に減少し、面積の狭隘な当町においては大幅な削減が予想されるなど、ますます厳しい状況が予想されているところでございます。

このような状況から委員の皆さんもご承知のとおり、昨年、町民の方々の協力を得て、福島町自立プランの策定をさせていただいたところでございます。その策定において、検診時における負担金の徴収、温泉優待者に入湯税の負担を願う、また船揚場利用料の徴収など、町民の方々に負担のお願いをしながら自主財源の財源の確保にも努めてまいったところでもございます。

一方、公共事業の削減や石油価格の高騰などの影響により、厳しい経済状況が続いており、このことが就労先の減少や雇用期間の短期化など、不安定な雇用状況にも反映いたしております。特に石油価格の高騰は、当町の基幹産業である水産業、水産加工業や漁業に与える影響も非常に大きいと

ころでございます。

また、要因はさまざまありますが、全般的に経済状況が思わしくないため、町税等の滞納者が増加傾向にあることも確かであり、今まで以上に滞納者については的確に状況を把握し、納付指導はもちろんのこと、また滞納者については滞納整理機構への新たな委任についても検討を要することがこれから必要になってくるものと考えております。

このあと資料に基づき、担当より詳しく説明させていただきますので、なにぶんにもよろしくお願いを申し上げ、私のあいさつといたします。今日は、よろしくお願いをいたします。

○**委員長(平野隆雄)** 村田町長のあいさつが終わりました。

これより、案件の調査に入りますが、あらかじめ調査内容について簡単にご説明いたします。

当町の財政は、長引く景気の低迷により町税収入の落ち込みや国の三位一体改革の影響による地方交付税の削減などにより、依然として極めて厳しい状況にあることから、福島町自立プラン前期計画が本年1月に策定されたところであります。

この計画においては、歳入の根幹をなす一般財源の確保が緊急課題となっており、本日は、歳入の50パーセント余りを占める地方交付税の状況や自主財源である町税、青函トンネル等にかかる固定資産税を含むその他の税及び主要施設の使用料の収納状況及びその対策についてを調査し、所管事務の一端にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、調査事件、自主財源の確保についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

はじめに、花田春夫財務課長。

○**財務課長(花田春夫)** おはようございます。

それでは、資料の1ページをお開き願いたいと思います。

1、地方交付税の状況についてでございます。若干、冒頭に町長のあいさつにもありました部分も掲載してございますので、重複する部分もある

うかと思いますがご了承いただきたいというふうに思います。

なお、今回の調査事件は自主財源の確保についてということでございますけれども、ご承知のとおり、地方交付税につきましては決算統計上も自主財源ではなくて依存財源ということでございます。ただ、町長のあいさつの中でもありましたように、17年の決算の状況においても執行状況といえますか、地方交付税が占める割合が51パーセントという部分がございますので、このことを差し置いて自主財源の部分の議論にもならないかなということがございますので、あえて地方交付税の状況について説明を申し上げながら、2番目以降の自主財源について議論いただければなというふうに思っております。

それでは、若干の文言の部分と補足をしながら説明を申し上げたいと思っておりますので、資料に基づいて説明させていただきます。

国の財政の硬直化に伴い、ご存じのとおり、天文学的な赤字があるということから、国においては国庫負担金、あるいは補助金の見直し、さらには税源の移譲、そして地方交付税の見直し、いわゆる三位一体改革を進めて18年度で1ラウンドが終了するといわれてございます。まさに18年度までについては、第1ラウンドの改革というふうに捉えても過言ではないのかなというふうに思っています。

さらには、19年度から交付税に当たっては、人口、それと面積を按分で地方交付税を交付すると。どういったことかと言いますと、18年度の交付税が約15兆円あります。これの3分の1、いわゆる5兆円を目途に人口と面積によって按分すると言われております。これは19年度から実施するというので、すでに検討の段階を過ぎて実施に向けての作業が始まっているというふうに伺っております。

そういうわけで、人口面積を捉えていますと、これは日本国土全体の面積、人口で割り返すというふうに思うのですが、私どもの人口が減っている状況、さらには面積が少ない当町におきまして

は、相当数の減額が予想されるということで危惧しております。

なお、すでに皆さんもぎょうせいで出しております月刊誌のガバナンス7月号をお読みになっている方もあろうかと思いますが、和歌山県でこういった状況を踏まえて試算した結果が載っております。当初は人口8割、面積が2割ということで試算、おいおい3年かけて、5割5割という状況を模索しているようでございますけれども、その和歌山県の試算を見ますと、県内の8割の市町村が減額されると、いわゆる削減されるという試算も出ています。ただ、詳細な算定方法がまだ出ておりませんが、その和歌山県の資料を見る限りでは、財政規模、人口規模、面積規模等々を勘案しますと、これもまだはつきりと数値としては出せませんが、私どもとしては4,000万円以上の交付税が削減されるのかなというふうに実は危惧しております。

こういうことで、今年の17年度の決算状況を見ましても、おかげ様で黒字が5,900万円ほど出ましたけれども、交付税が51パーセントを占めている状況からしますと、今後ますます財政状況の運営は厳しくなるのかなと思っています。

このことから、今年スタートしました自立のための自立プランの財政推計においても、相当数の影響を受けることは必至かなというふうに思っておりますので、取りも直さず事務事業の見直しをさらに拍車を掛けるような形で建策しながら、一方では自主財源であります税負担金等、その辺も当然、見直しをかけて収納率は去ることながら、内容についても検討していかないとならないのかなと思っていますので、後段の調査事件の中でご検討いただければと思います。

なお、表の中に13年度から18年度までの地方交付税、あるいは特別交付税の実績。18年度は星印が付いておりますが、これは予算の段階でございますけれども年々減っております。13年度と18年度、18年度はまだ特交は予算の段階でございますけれども、13年度対比でいきますと約3億4,100万円。こういった数字が減額

されている状況でございます。これも税源移譲との関係、それと権限移譲の部分で補助金が一般財源化されても、なおかつ交付税が減っているという状況でございますので、その辺をお含みいただければなというふうに思っています。特に18年度の普通交付税については、すでに7月24日に決定されまして、ここに書いてございますけれども15億7,983万2,000円。前年対比で、確か新聞報道は3.3パーセントの伸びというふうに報道されていたと思うのですが、実は当初比較、当初は国の予算も枠がありまして、需用額に対して調整額というのがございまして、その調整額を差引いた部分で決定されておりましたので、その辺の3.3と3.1の差が出ているというふうにご理解いただければなというふうに思っています。

一方、特別交付税については、前年対比で42.2パーセントの減というふうに表示されてございますが、17年度の交付税の状況を見ますと期待はしているのですが、若干、これよりは上回るのかなという思いをしております。いずれにしても、3月の特交の決定時期をある程度の状況を見ながら推移を見ていきたいと思っておりますので、ご参照いただければと、交付税についてはそのような状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○**委員長（平野隆雄）** 次に、本庄屋税務グループ参事。

○**税務グループ参事（本庄屋誠）** おはようございます。

1ページの2、町税についてご説明申し上げます。中身につきましては、町長のあいさつと重複する部分がありますのでご了承願ひしたいと思います。

(1) 町経済の現況について。

日本の経済は、全国的には民間設備投資や外需等の民間需要を中心とした緩やかな景気回復が続けておりデフレ傾向から改善がみられております。しかし、道内経済の動向は引き続き公共事業の削減や石油価格などの高騰の影響により、厳しい経

済状況が続いております。町内の経済においても公共事業の削減による影響は、町内の公共事業の縮小をはじめ、全国を就労の場としている多くの土木作業等の従事者においては、就労先の減少や雇用期間の短期化等により非常に不安定な雇用状態が引き続いております。また、基幹産業である漁業に関しましても、一部の漁業を除く前浜漁業の不振や石油価格などの高騰による経費増で、イカ・コンブ漁業者等の経営を圧迫するなど、町内の経済は依然として厳しい状況となっております。

(2) 町税年度別調定額及び収入額等の一覧表について。資料の5ページをお開き願ひします。

(2)の1、町税年度別調定収入一覧表。本表は、平成13年度から平成17年度までの決算及び平成18年度の調定額等を記載しております。表の一番上につきましては、現年課税分の状況。2番目の表につきましては、滞納繰越分の状況。3段目は、合計額の表となっております。1番下につきましては、固定資産税の中で青函トンネルに関しての分を掲載しておりますので、のちほど説明いたします。本表の説明につきましては、平成17年度分のみを説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、左のほうに年度別で書いておりますので、平成17年度分町民税の内訳です。調定額が1億3,848万632円。収入額が1億2,680万370円。徴収率が96.91。そして調定伸率ですけれども、これにつきましては平成13年度の比較となっております。13年度と比較しまして、70.08の比率となっております。

法人町民税です。調定額は2,748万9,000円。収入額が2,742万9,000円。収納率は99.78。調定伸率は、平成13年度と比較しまして70.02となっております。

固定資産税でございます。調定額が2億5,444万9,400円。収入額は2億4,453万7,909円。収納率が96.10。調定伸率が88.85ということで、平成13年度と比較しまして88.85となっております。

軽自動車税です。調定額で609万800円。

収入額が597万8,600円。徴収率は98.16。調定伸率が123.44となっております。

その他の税です。その他の税の内訳につきましては、のちほど説明いたしますけれども、今合計額だけ説明いたします。調定額は5,256万2,335円。収入額で5,256万2,335円。収納率が100パーセントです。調定伸率は95.92となっております。

合計としまして、調定額が4億7,144万167円。収入額が4億5,730万8,214円。97.0の収納率となっております。伸率につきましては82.41となっております。

滞納繰越分の内訳です。同じく、平成17年分のみ説明させていただきます。

町民税、調定額2,446万2,253円。収入額577万8,260円。収納率23.62。調定伸率は同じく、13年度と比較であります98.10となっております。

法人町民税、調定額127万3,100円。収入額9万400円。収納率7.10。調定伸率72.24となっております。

固定資産税、調定額4,712万4,558円。収入額348万7,493円。徴収率7.40。調定伸率124.13となっております。

軽自動車税であります。調定額15万9,800円。収入額5万5,100円。収納率34.48となっております。調定伸率は216.53となっております。

その他につきましては、収入等ございませんでした。

合計としまして、調定額7,301万9,711円。収入額941万1,253円。収納率12.89となっております。調定伸率は112.80となっております。

3段目の合計の段でございます。

町民税、調定額1億5,531万885円。収入額1億3,257万8,630円。収納率85.36。調定伸率73.38となっております。

法人町民税、調定額2,876万2,100円。収入額2,751万9,400円。収納率95.68。

調定伸率70.12。

次に、固定資産税です。調定額3億157万3,958円。収入額2億4,802万5,402円。収納率は82.24。調定伸率は92.98となっております。

軽自動車税です。調定額625万600円。収入額603万3,700円。収納率96.53。調定伸率124.81となっております。

その他の税でございます。調定額5,256万2,335円。収入額5,256万2,335円。収納率100パーセントとなっております。調定伸率は95.91となっております。

合計としまして、調定額が5億4,445万9,878円となっております。収入額は4億6,671万9,467円。収納率85.72となっております。調定伸率は、平成13年度と比較しまして85.50となっております。

最後の段につきましては、のちほど説明いたしますので7ページをお開き願います。

(2)の2、その他の税の内訳でございます。

本表につきましても、平成13年度から平成17年度まで、また平成18年度の予算等を記載しております。左の段に年度が記載しております。左のほうから順番にいきます。同じく、17年度のみ説明をさせていただきます。

固有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで、調定額が335万1,000円。収入額が335万1,000円。収入率は100パーセント。調定額の伸率ですけれども、同じく13年度と比較しまして109.47となっております。固有資産等所在地市町村交付金につきましては、郵政公社、北海道警察、国庫、国有林等の収入となっております。

次にたばこ税でございます。調定額4,035万4,000円。収入額、同じく4,035万4,000円。100パーセントの収入率となっております。13年度と比較しましては、100.23となっております。

土地保有税でございます。土地保有税につきましては、15年度から課税停止となっております

ので記載はありません。

それから、入湯税でございます。調定額885万7,000円。収入額885万7,000円。100パーセントの収入率となっています。13年度と比較しまして、77.89となっております。

2ページにお戻り願います。(3)収入率向上対策についてでございます。

滞納者の担税力については、半数の方は担税力ありと思われるものです。ただ、納税に対する意識の欠落と無計画な生活設計により滞納状況となっているものと思われます。

収納率の向上や滞納額抑制のためには、常連者の新規分滞納額の縮小と、新規滞納者をいかに少なくするかが大事であります。就労先等が不安定なため給与者等の所得が減少傾向となっております。また、全般的にも経済状態が思わしくないため新規滞納者が増加傾向となっております。

なお、滞納者の多くは常連者又は常連者の親子関係となっており、世帯主等の納税に対する認識が世帯全体に影響を与えている傾向にあります。

このような状況を踏まえ、個々の滞納者の状況を適確に調査把握したうえで、納付指導を実施し悪質な滞納者に対しては滞納整理機構委託等の滞納処理をしております。

また、会社倒産及び納税者の行方不明等により不良債権化しているものにつきましては、滞納処分の停止及び不納欠損処分を適切に実施してまいります。

基本的な対策としましては、①から⑨を実施しております。①渡島地方税滞納整理機構への委託ということで8ページにありますけれども、これはのちほど説明いたします。②滞納処分の強化(給与・所得税還付金等の差押強化)であります。③訪問による納付指導の強化。④漁業者の水揚天引きの推進。⑤口座振替の推進。⑥分納管理の強化。⑦収納対策本部の推進。⑧文書催告の徹底。⑨広報活動・納税思想の普及ということを対策の基本として実施しております。

8ページをお開き願います。(3)の①、渡島地方税滞納整理機構徴収委託内容についてござい

ます。本機構につきましては、平成16年度より組織しておりまして、今年で3年目の状況となっております。年に17件の納税義務者を委託しております。上の表につきましては、税目ごとの委託内容となっております。下の表につきましては、納付方法の内訳となっております。上の表の左のほうに税目ごと記載しております。説明は合計のみの説明とさせていただきます。

平成16年度につきましては、委託金額が2,194万7,276円。徴収額が861万5,696円ということになっております。平成17年度でございます。委託金額が2,210万7,161円。徴収金額が620万7,853円となっております。平成18年度につきましては、委託金額が1,611万8,222円。徴収金額につきましては、8月末で67万9,230円となっております。

下の表へまいります。納付方法の内訳でございます。左のほうに納付の内訳が記載されております。

平成16年度でございますけれども、引継収納ということで6回51万7,513円。これにつきましては、所得税還付など療養費充当、窓口納付となっております。預貯金差押ということで39件です。徴収額111万6,467円が貯金、預金の差押となっております。保険差押ということで4回4万8,049円となっております。これは生命保険等の解約返戻金の差押であります。給与差押1回38万5,000円。郵便振替ということで36回304万8,667円。これは郵便局から口座振替により、振替してもらっているものでございます。それから、口座収納ということで1回350万円。これは金融機関との話し合いにより、貸し付けしている分を口座振替により納税義務者から徴収したものでございます。

合計としまして、87回で861万5,696円が収入となっております。

平成17年度でございます。引継収納ということで6回35万1,600円。同じく、所得税還付等でございます。預貯金差押ということで27回52万4,750円。保険差押2件ということで1,

376円。給与差押で11回195万5,651円となっております。郵便振替で40回327万3,476円となっております。それから、持参ということで2回10万1,000円。合計で620万7,853円となっております。

18年度につきましては、まだ分析中でございますので記載しておりません。

次に3ページの(4)をお願いいたします。

青函トンネル等に係る固定資産税(償却資産)について。

青函トンネル等に係る固定資産税(償却資産)につきましては、地方税法により主に3つの条項により軽減措置が適用されており、一部の条項につきましては平成18年度までの時限立法であります。8月末に軽減継続の方向性が示されたところです。

本年度で期間満了となる条項は次のとおりです。地方税法附則第15条の2第2項ということで、網掛けの部分を読みます。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税、平成元年度から平成18年度までの各年度の固定資産税、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額ということで、2分の1という価格で計算されております。具体的には、旧鉄道建設公団からJR北海道へ貸し付けしている青函トンネルに係る分でございます。

米印でございます。本条項に係る固定資産税につきましては、主に総務大臣配分による課税標準額となっております。ちなみに平成18年度でございますけれども、福島町の配分価格が610億8,543万3,000円。そして課税標準が50億891万円ということで、これの1.4パーセントが税額になります。税額として7,012万5,000円が課税されています。軽減につきましては、6分の1と上記に記載しております2分の1で、計12分の1での連乗での軽減となっております。ちなみに配分価格を占める課税標準の割合は

8.2パーセントということで、12パーセントを少し超えております。

次に下の米印ですけれども、青函トンネル関係の税額等の推移は別紙5ページから記載しておりますので、5ページのほうをもう一度お聞き願います。

5ページの1番下の段でございますけれども、固定資産税の内訳ということで、13年度から18年度まで記載しております。1番上が一般ということで、青函トンネル以外の部分でございます。13年度から説明いたします。

13年度につきましては、青函トンネルに係る分の収入額だけ説明いたします。9,949万円ということで、全体の53パーセントを占めております。14年度につきましては、9,313万8,100円ということで全体の51パーセントを占めております。15年度の収入額につきましては、8,681万9,500円ということで全体の49パーセントを占めております。16年度につきましては、8,479万500円ということで全体の48パーセントを占めております。17年度につきましては、7,946万5,100円ということで全体の45パーセントを占めております。18年度の調定額ですけれども7,380万2,600円ということで全体の46パーセントということで、トンネル関係につきましては固定資産税の約半分を占めている状況となっております。

恐れ入りますが、もう一度、4ページをお聞き願います。

(5)につきましては、総務課の企画グループ土門参事のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○**委員長(平野隆雄)** 次に、土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事(土門修一)** 4ページをお願いいたします。

(5)青函トンネル等の固定資産税軽減措置廃止等に関する状況について。

当町としては、現行地方税法によるJR三島会社、これはJR北海道、JR四国、JR九州の三

社への支援制度が失効する本年度を当該制度見直しの好機と捉え、平成16年から鉄道運輸機構、青森県外ヶ浜町、北海道との情報交換や協議を経て陳情への準備を進めてまいりました。

また、昨年5月に新聞報道された自民党税制調査会々長による北海道新幹線着工式典でのJR支援の見直しに言及した発言には大いに力を得たところでもあります。このことを受けて、昨年、多数の民間の方から意見を頂きながら策定した福島町自立プランのむすびでも、町の不足財源を補い自立プランの成否を支えるものとして青函トンネルの課税特例撤廃に向けた要請活動を強化することとしております。本格的な陳情活動に先立って、本年6月、青森市において外ヶ浜町長と共に自民党税制調査会前会長と、この方は新聞報道の時点では自民党の税制調査会々長でございました。固定資産税の特例措置撤廃に向けて陳情の時期や陳情先を協議しており、準備を進めているところでもあります。

また、これと時期を同じくしてJR三島会社それぞれの労働組合員、それからJR全体としての労働組合員が10万人の組合員、その家族含めて10万人の署名を国土交通省へ、今のJR支援のための固定資産税軽減をさらに継続してほしいという要請を国土交通省へ民主党の議員団と共に行っております。

しかし、8月下旬にJR北海道など4社への固定資産税減免措置を検討していた国土交通省が5年間延長の方針を固めたとの新聞報道には予断を許さない厳しい情勢にあることをあらためて感じております。国の財政改革による地方交付税の大幅削減や補助金等の縮小などの小規模自治体にとって厳しい財政状況の中、財政安定に望みをつなぐものとして今後、与党税制調査会や総務省、財務省などへの陳情に向けさらに努力してまいります。

このあと、道内の各自治体に対して民主党からなのか、JR側からかはわかりませんが、JR支援措置の継続を要請する意見書の採択が求められているものと思われまして、道内の各自治

体でもJRをさらに支援すべきだという意見書を採択している北海道議会自体もそうですし、主要都市の札幌、旭川、函館市、管内であれば森、長万部の各町においても、JRをさらに支援するという意見書が採択される状況にあります。以上です。

○**委員長（平野隆雄）** 次に、花田修一福祉グループ参事。

○**福祉グループ参事（花田修一）** 9ページをお願いいたします。

3、温泉健康保養センター使用料について。

(1) 入館状況についてでございます。

平成13年から平成17年まで、大人、中人、小人、優待者、サービスカード、計ということで表に載せてございます。

平成13年度につきましては、合計なのですが8万4,421人の入館利用者がございましたが、平成14年度には1,617人減の8万2,804人。平成15年度には、3,766人減の7万9,038人。平成16年度は、7,875人減の7万1,163人。それから、前年度は、2,526人減の6万8,637人の入館利用となっております。この中で、サービスカードが平成17年から新規に採用というか設けまして、これらの方が2,896人利用されております。

それから、その下の表ですが、各年度における営業日と1日当たりの平均の人数を記載しております。

次の段は、4月から7月までの利用者の推移でございます。同月比較で、4月から7月まで載っております。平成15年が2万7,993人。平成16年は、3,382人減の2万4,611人。平成17年は、541人減の2万4,070人。平成18年は、プラスになりまして822人増の2万4,892人となっております。この表にはございませんが、8月時点でも調査しましたら、平成17年の比較なのですが1,273人の増、約4パーセントの増となっております。

それから、(2)の使用料等についてでございます。これも平成13年度から5年度分の数字を載

せてございます。平成17年度につきましては、使用料が1,140万7,750円。入湯税が、さきほど税務の担当からありましたが885万7,050円。雑入、これは自動販売機、足のマッサージ機、電気料が雑入として入ってきます。それが46万2,868円でございます。合計が2,072万7,668円。前年度に比べまして、約271万9,000円ほど減ってございます。

次のページをお願いします。

(3)の収支状況でございます。これも平成13年度から平成17年度までの決算の収支を載せてございます。平成17年度のみを説明を申し上げますと、収入が2,072万7,668円。支出が5,875万9,269円。差し引き3,803万1,601円でございますが、平成16年、17年に比べますと16年の支出が3,900万円でしたが、17年は5,800万円。この差につきましては大きな工事がありまして、屋根の改修工事、これが約1,900万円くらいございました。これの関係で数字が5,800万円となったものでございます。

(4)の利用の促進についてでございます。営業時間の変更につきまして。変更前につきましては午前10時の開館から午後の9時まででしたが、変更後は30分延長して、午前10時30分から午後9時30分まで。それから、元日の通年営業でございますが、変更前は休んでおりましたが、変更後につきましては営業したということで、平成18年度は408人の方、去年は396人の方が元日に利用していただきました。

それから、温泉優待者事業の改正でございます。変更前につきましては、利用回数が12回までで入湯税の150円を町が負担しておりました。変更後は、利用回数を20回に増やしまして、新たに入湯税のみ150円をいただくということで改正しております。下の表が優待者の年度の比較でございます。

11ページでございます。④のサービスカードの導入についてでございます。利用者にサービスカードを発行しまして、10回入浴していただき

ますと11回目の1回の入浴料を無料とするということで平成17年から始めております。平成17年は、延べ896人、月平均241名の方がこれらのカードを利用されました。

それから、吉岡温泉の輸送特別便の増便でございます。変更前につきましては月2回でしたが、変更後は月4回。

最後ですが、ブラックシリカの導入でございます。低温、高温、露天風呂及びサウナにブラックシリカを導入し、保温効果を高めるということをやっております。以上、簡単ですが温泉のほうの説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**委員長（平野隆雄）** 次に、新山建設課長。

○**建設課長（新山佳隆）** 12ページをお願いいたします。

表の説明に入る前に、現在の町営住宅、町有住宅の管理状況を説明申し上げます。まず、町営住宅につきましては、美山地区が5棟32戸、三岳団地の三岳建替住宅が8棟84戸、三岳改良住宅が14棟50戸、丸山団地が昨年新築の1棟、今年度解体の2棟を差っ引き25棟96戸で、そのうちの29戸が政策空家となっております。町営住宅全体では、実質管理は52棟233戸であります。

それから、町有住宅。館古地区1棟6戸、岩部地区1棟1戸、千軒地区2棟2戸、福島地区は火葬場管理人住宅1棟1戸となっております。

町営と町有を合計したもの、57棟243戸を現在管理しております。

それでは、12ページの表でございますけれども、平成13年度から17年度までの現年度分及び滞納繰越分の調定、収納及び未納額を記載したものであります。説明については、平成17年度分の欄で説明いたしたいと思っております。

町営住宅につきましては、調定額5,504万631円に対し収納額が5,051万4,748円。未納額が452万5,883円で未納件数が27件でございます。

町有住宅は、調定額が162万120円に対し収納額が162万120円で未納はございません。

町営、町有の合計が、調定額5,666万751円に対し収納額5,213万4,868円で未納額が452万5,883円。未納件数が27件となっております。収納率合計では、92.01パーセントでございます。そのうち、87万4,000円が8月31日までに収入済みとなっております。

滞納繰越分については、町営住宅、調定額626万2,700円。収納額295万9,400円。未納額が330万3,300円。未納件数が12件でございます。なお、滞納繰越分が8月末現在で22万9,200円が納入されてございます。

なお、12件の未納者の内訳でございますけれども、1件は平成11年度で自主退去をし、居所を転々としている状況でございます。誓約していても履行されないのが2件。再三の催告により一部納付されているものが5件。明渡し請求により自主退去し、入院中のものと道外に転居したものの催告、それから保証人への催告等が2件。それから、住宅の入居変更をしたものが1件。公営住宅を借りて2年以上帰ってきていない方で連絡が取れず、保証人及び親類からの情報、助言等をいただき、明渡し検討をしているものが1件で、合計12件となっております。

それから、収納対策でございますけれども、ここに記載のとおり①から⑦までで、毎月文書による督促書の送付、訪問徴収の励行、自動車保管場所証明書の拒否、保証人との交渉、誓約書による計画納付の交渉、特別徴収班による徴収、内容証明郵便による明渡し請求の実施、以上を収納対策として実施してございます。

それから、町有住宅の中で平成17年度の調定が30万円ほど上がっていることについては、16年度に財政確立プランの関係で町有住宅の使用料を1平方メートルあたり最大150円から現行の180円まで上げる中で建築年数、その他によって30円、50円上がった住宅料でございます。以上でございます。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時05分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

杉村委員。

○委員（杉村欣一） まず、交付税とかそういうものは国からくるもので年々減ってくるのは仕方がないとしても、12ページの町営住宅について説明をお願いします。

16年度、17年度も件数にしていきたい未納者は同じくらいの件数ですね。そこで、この未納者、件数はだいたい似ているけれど同じ人なのか。

そして、もし差し支えなければ、今未納になっている人たちの職業とかわかっていたら教えてもらいたい。そして、この人たちは子どもとかそういうものを持っているのか。また、働かないでただもう60歳、70歳過ぎて家で遊んで、収入のない人たちが滞納になっているのか、その辺を1つお願いします。

○委員長（平野隆雄） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 内容については、だいたい60パーセント以上が季節労働者で本州とか道内もそうなのですが、就業が不安定なので雇用期間が短いのです。それで、私どもも訪問徴収でいろいろ内容を聞きますと、だいたい道外、道内で季節労働をして、通常は4月から仕事があれば問題ないのですが、6月とか8月とかに雇用されて11月に解雇されるとか。そういう状態での滞納が多くなっております。

それから、町内就労者はだいたい18パーセントくらいの方が通年で雇用されていないと、従って滞納が出てくると。年金世帯の方は14パーセントくらい。それと、母子世帯が8パーセントくらいで、滞納の割合としては出てきております。

それから、車ですけれども、ほとんどの方が車を持っています。それで、うちのケースとしては、新しい車を買うときに自動車保管場所の車庫証明

の願いがくるのですけれども、実態として16年度、17年度では各1件ずつ拒否をしてごさいます。払わなければ車庫証明は出しませんということで拒否してごさいます。未納の27件というのは、だいたい同じような人でごさいます。

○**委員長（平野隆雄）** 杉村委員。

○**委員（杉村欣一）** 今の課長の説明は、4月から仕事があればみんな税金も払いたい。冬になったらこの人たちだって出稼ぎの人たちも失業とかそういうものをもたらうわけです。みんなこの家庭だって大変で早く税金を払うのですよ。誰も楽に税金を払う人などはいないのですよ。15年度で30件もあるし、毎年増えていくようなものです。そうやって悪いところがあれば直してあげないとならない、こういう人たちは税金も払わないかもしれないのですよ、自分の借りている家賃さえも払わないのですから。もう少し、町あたりもどうにかして取る方法を考えないとならないのではないか。ただ、滞納しましたからこういうふうなものをあげてきて、2年も3年もずっとこの人たちは何にも払わないわけですよ。ある人は言っているのですよ、何にも払わなくても5年経つと無効になるからいいのだと、そういう人たちがいるわけですよ。

そしたら、この人たちは車を持っていて楽な生活をして、苦しい生活をしている人はいないのです。みんな日曜日になると遊びに歩いたり、あちこち歩いたり、課長を責めるわけではないですが、もう少し町全体でこの滞納というものを考えないと、何か福島町が本当に大変なときにこういう滞納者はどんどん増えていくのですよ、税金でも同じです。ましてや町の住宅に入って、こういうふうな何にも払わない人がたくさんいるのですよ。

それでは、その人たちが本当に苦しい生活しているか調査してみればいいのではないですか。車を持って、休みになれば遊びに行く、パチンコをしに行く、本当にそういう人たちは結構いますよ。もう一回、そこら辺の答弁をお願いします。

○**委員長（平野隆雄）** 新山建設課長。

○**建設課長（新山佳隆）** ただいま、杉村委員お

っしゃるとおり、そういう方もいらっしゃいます。

それで、町としては、ここ数年前から保証人との交渉、3件なり4件交渉して一部の成果をあげているのですけれども、保証人との交渉を強化しています。

それから、未納者本人の経済状況なのですから、相談すると冬に仕事がないとか、そういうような方法でずいぶんあるわけなのですから、それによって分割納付の方法とか、いろいろやって一部納付はさせてもらっているのですけれども、その他に町としては、悪質な方については内容証明郵便等による明渡し請求を実施して、平成11年度にも意見があったのですけれども、18年度も1件明渡し請求を考えてごさいます。

それから、特別徴収班によって、いろいろやるのですけれども、税金、保育料、介護保険料、水道料、幼稚園授業料は、だいたい同じ人が滞納しているという実態にありますので、町としては年1回特別徴収班による徴収を継続して、実施していきたいと考えております。以上です。

○**委員長（平野隆雄）** 竹下助役。

○**助役（竹下泰弘）** ただいまの滞納のことでごさいますけれども、確かに今建設課長が答弁しましたけれども、税も含めて、いわゆる3点セット。私も特別徴収にまいりましたけれども、ほとんどそういうセットの人も多いわけでごさいます。今年もすでに半年を過ぎていますがけれども、督促の話も決裁を持ってきたのですけれども、1カ月、2カ月滞納をしたら、すぐに個別訪問をして徴収をしろということで。半年投げておいても貯まるだけだということで、現年でさえ、そういう滞納ですから、過年度分の滞納は意識がないと。そういう意識の高揚を図ることとともに、雇用している会社の社長などに相談して給料からの天引き、そういったものもきちんとやるような形で、建設課のほうでも厳しく対応する。ただ、机のうえで督促料だけ発布するのではなくて、足を使って、やはり1カ月、2カ月たまったら、何回か訪問徴収をしろということで指導しております。これからは逐次、そういった強化策を講じながら、な

るべく圧縮するような形で努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

滝川委員。

○委員（滝川明子） 何点か、お聞きしたいと思えます。

地方交付税につきましては、状況としては大変厳しいということはわかりますし、人口面積を基本とした算定方式が検討されているということなのですけれども、これは交付税の積算の基礎という部分では以前からもあったものというふうに理解しているのですけれども、面積を増やすことは至難ですけれども、人口増対策、定住対策等を自治体としては取り組んでいますよね。

それで、先日、議会で行いました懇談会のときに、若い子育てのお父さんから自治体で子どもが1人産まれると100万円くれる町がある。金額は具体的でないにしても、やはり子どもを産んで育てる。大変な力になる金額という部分だと思うのです。それが、何人目とかということはいろいろあると思うのですけれども、積算の基礎になるのが人口だというふうに思えますので、赤ちゃんが1人産まれて交付税に影響するもの、あと赤ちゃんが1人産まれることによる将来にわたるいろんな効果というものがあるのでしょうか、そこまでは出さないにしても、どんなふうな計算になるのかなというふうに思っておりました。100万円という金額にはこだわらなくても、2人いる家ではもう1人、3人いる家ではもう1人、4人目というふうに思いたくなる。その若いお父さんはそうであれば産みたいのだというふうに言っていましたので、いかがなものでしょうか。

それから、税金の収納率向上対策で滞納整理機構が滞納整理について、かなり強力な徴収をしているという実態を聞いております。具体的には、どんなことなのかなということもあるわけですが、表などに示していただきましたように、生命保険を差し押さえるということもするわけですよ。

滞納をする大きな理由の中に、雇用状況が変わ

ったり、また体を悪くして働けなくなると所得というのはかなり落ちるわけですが、全くゼロになったり、昨年の所得で税の計算というのはしますから払えなくなる。そのつまづきが、病気が早く治ったり、あるいは雇用が安定していけば対策を持てるのでしょうけれども、そうならないという実態の中で、例えば分割をして、3年で払いたいとかというようなことがあっても認められない。それが滞納整理機構の徴収の仕方だというふうに聞きました。

払わないということではなく、支払いする気持ちは充分にあって、払える方法で相談しながら徴収するというのを以前はやってらしたと思うのですよね。だけれども、滞納整理機構では見たことがない別の町の職員さんが来るわけですし、情け容赦もなく取り立てるのかなと、そんな印象を持ちました。病気のために、健康保険を使っても個人負担分というのはかなりなものになりますから、そういった分で生命保険の医療に関わる給付金というのは非常に大事な部分で、それすら差し押さえされたら使えなくなるのではないかという心配もあるわけです。そういった実態は、掴んでいらっしゃいますか。

それと、青函トンネルの固定資産税軽減措置の問題なのですけれども、8月末に継続の方向性が示されたと書いています。そうすると、もう方向性が出て希望が絶たれたのかな、時限立法の三島特例の部分だけでも希望は絶たれたのかなというふうに思っているわけですが、でも実態は国土交通省が5年間延長の方針を固めたという情報ですよ。

実は、7月の末に政府交渉に行きまして、それで総務省税務局の交渉をしたわけなのですよ。そのときに、税務局の方は町長にもお話をしていましたけれども、9月に国土省と具体的な折衝をするというわけです。税務局としては、せめて三島特例、今年度中に撤廃をする考え方をもっていると言ったのですよ。だけれども、問題は国土省との折衝、国土省はこのJR側と鉄道運輸機構と直接のお役所ですよ。それで私も、これ

は国土省と交渉をもう1つすべきだったというふうに思ったのですけれども、そのときは、もう最後が総務省でその日は国土省との交渉というのはいずれもできないで戻ってきたのです。その後、9月の交渉に向けて正念場なのかなというふうに思っているのです。

私のできるところで、そういった正念場をやりたいというふうに考えていたのです。要するに、このJR、鉄道運輸機構のほうは勤めている人たち、家族も含めて陳情をあげたということです。JRの経営状態、そういったことでやっているわけですから税率の問題とは違って、国が大事な企業に対しては民間の企業といっても国民の足ですから、こういった企業は特別だと思えるのですけれども、企業助成なり補助なり、そういったものを考えるべきで、税率は正確に、まともにやるべきだというふうに皆さんもお思いだと思います。税務局はそういう考え方です。

しかし、国土省はJRの陳情を受けて動くわけですから、これから与党税制調査会や総務省、財務省へ陳情に向け努力というのは、それだけでは今までやってきたことと同じで、国土省が固めたこの5年間延長の方針を並行するというか、かみ合わないというか、そういう部分ではないかと思うのですよね。かみ合った交渉にならないのではないかと思うのです。

ですから、例えば財務省へ交渉するとすれば税率をまともにしてくださいというだけではなくて、それはまた別なんでしょうけれども、JR側の陳情に答える方法を税率をそのまま軽減するというのではなくて、別な方法でやるように交渉するとか、そういったことも必要なのではないのでしょうか。大変、難しい問題だと思うのですけれども、やはり交渉がかみ合わないと、国土省と税務局とバラバラに言っていて、こちらの交渉の内容が本当に伝わらないもどかしさで終わるのではないかと思うのですよね。何しろ、正念場なのですから。そういったことについてどうでしょうか。

それから、町営住宅の使用料3点セットで滞納していらっしゃる方がいるということですよね。

この状況の中で、助役がおっしゃったように、借金というのは大きくなれば払えなくなって深刻になるわけです。ですから、早いうちに税相談をすることが鍵ではないかなというふうに思っております。

そこで、今後、1カ月、2カ月で訪問徴収もするということなのですから、毎月文書で督促、1カ月入らなければ翌月には出すということですよ。あと、3、4、5、6、7というのをどのくらいの月の経過で進めようとなさるのか。例えば、保証人との交渉などについては、お話をいらしていただかなければ保証人はわからないわけです。

ですから、保証人を含めての税相談というのは大変、重要なことかなと思いますので、経過月と言っていいのかどうか、ふさわしいのかどうかは判断つきませんが、どのくらいのテンポでおやりになるのか。早くに税相談をして、相談の内容によっては根本的にその家の家計状況、力になれる相談ができるかもしれません。それを期待したいと思うわけですから、いかがでしょうか。

○**委員長（平野隆雄）** 花田春夫財務課長。

○**財務課長（花田春夫）** 政策的なお話も交付税に絡んでありましたけれども、人口増のための子育て支援と、これについては政策的なことですので、のちほど町長のほうから考え方等をお聞かせいただければなというふうに思います。

交付税の算定基礎の関わりということで、やはりいざばん人口が積算の基礎としてはウェイトを占めます。ご存じかと思いますが、交付税の算定にはいろんな諸経費、例えば道路、橋梁、学校施設、老人の数、環境福祉、社会福祉だったりということで、いろんなサイドから詰めて積上げたものが最終的な決定事項というふうになります。その中に当然、大きく関わるのはさきほども申し上げましたように、人口、面積、世帯数が基本形になってそれぞれそのまちに合った、例えば福島町であれば、どのくらいの財政需用額が必要ですかということなのですね。それから、税だとかもろ

もろの自主財源を含めた基準財政収入額を差っ引いて、残りが交付税としていきますよと。それだけ不足するだろうということです。

ですから、やはり人口はキーワードになりますので、1人でも増やすことが私どもも財政を集めるものとすれば肝要なことかなと思っています。18年度、17年度の普通交付税、18年度はすでに7月25日に決定されていますので、単純に、その額から積上げた総額で人口を割り返すと、あとで計算していただきたいと思うのですが、端数がつきますけれども、1人当たり26万7,904円。これは、総額で割り返した数字ですから単純にそのものが1人という値にはならないと思えますけれども、およその目検討の数値とすればそのくらいだということで、よろしくをお願いします。

○委員長（平野隆雄） 村田町長。

○町長（村田駿） 子育て支援といいますか、対策といいますか、いわゆるこれにいちばん大事なのは、やはり私は雇用の場、安心して勤められる場所をまず確保しないとならないなど。あわせて、子どもさんを安心して預けることができる保育所なり、また先般、特別委員会で皆さん方にご相談しました学童保育だとか、そういう形によって安心して勤めることが、やはりまちの私どもが接触している中ではいちばん大きい声だなと。

奨励として、例えば第2子なり第3子から、50万円、100万円の祝い金なり、そういう対応でなく、やはり私どもは安心して子どもを預ける場所、そして安心して勤められる場所の確保というほうが、これからの少子化対策を含んだ子育て支援の中においては、そちらのほうが大事ではないのかなと、そういう考え方をさせていただきます。

このたびの議会で提案されますけれども、国保の関係ですと、今まで出産育児一時金が30万円であったものが35万円。5万円アップになりますけれども、そういうものは別にして、さきほど申し上げましたとおり、やはり安心して預けられる場所、安心して仕事が充分にできる場所、そして雇用の場の確保というのが私は福島町として、早急にこれから対策を講じていかないとならない

ことではないのかなと、そういう考え方をもっていきます。

それから、滞納整理機構の徴収が非常に厳しいと。これは、滞納整理機構に委託する段階で滞納者の方と、1年滞納したからすぐ委託しているのではないのです。充分に本人と納税についての誓約だとか、いろんなことを相談した中でその誓約が履行されないとか、またこちらのほうが相談をした段階で耳を貸してくれないだとか。要するに表現は悪いですがけれども、滞納者としてあまりにも行政側のほうの、そういう相談に応じない方を滞納整理機構のほうに委託しているわけです。

ですから、そうなっていきますと、まだそんなにないのですが、この資料の中にもありますとおり、いちばん多いのが預貯金の差し押さえがあるわけです。これは、やはり不動産なり、何なりの差し押さえの前に整理機構としてはそういうこと。それから、郵便振替等が件数的にはいちばん多いのですが、預貯金の差し押さえ、あるいはまた就労先に対する給与の差し押さえだとか、いろんなことを今、それは滞納整理機構としてはやっているわけです。

さきほど委員のご質問の中には、保険の差し押さえということもありましたけれども、これについてはご承知のとおり、件数にして4件で金額が4万8,000円。17年度が2件で1,376円ですから、そんなに他の給与の差し押さえだとか、そういうものからすると、たぶんこれを本人と滞納者と相談した中で払える方法として、こういうことであつたのではないのかなと。そういうことでございますので、それらについては私のほうでも確認してみたいなど。

ただ、今、滞納整理機構で18年度にいちばん困っているのは、福島町で委託された方、仕事を持っている方等の場所に行っても預貯金の口座に残がない人が多いということで、滞納整理機構のほうの職員の報告を受けてございます。そうすると、おのずから、次にやらないとならないのは、家屋も含んだ不動産の差し押さえ等が次の段階では出てくるのかなと。

ですから、私どもにすると滞納整理機構に委託する前に町内の人が、やはりある程度町のほうでも、分割納税をやったり、いつの段階でお金が入るとなると、そのときの誓約なり、いろんな対応をしているわけでございます。ですから、それが履行されない方が滞納整理機構のほうに全部委託しているということでございますので、町が行くよりも、そちらに委託した場合はもっと厳しくなっているのが現状かと思いますがそれらについて、のちほど私の説明の中で不備なことがありましたら、本庄屋参事のほうから説明させたいと思っております。

それと、青函トンネルの関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、国土交通省のほうでは5年間継続して支援したいということが新聞報道されました。ただ、私も一貫して、今言っているのは、JRは支援してあげてください。これは、国民の足ですから支援してあげてください。ただ、そういう中でトンネルなり、いろんなそういう、ときには橋のある場所もありますけれども、そういう限られた自治体が、日本国民が利用するJRのために限られた地域だけが固定資産税を削減されて泣くことはない。それは、今の言う、我々にとってはおかしいことであって、国ではそうではないですかと、JRは支援してあげてください。日本国民全員で支援するのであればいいですけれども、こと北海道に限って、私どもだけが何も犠牲になる必要はないのではないですかというのが基本でございます。

そういう中で、今までの交渉の中では、ある政府の与党税制の議員さんが言うには、要するに、固定資産税の差額を交付金か何かで出せばいいのかというような具体的な話をされた方もおりました。ただ、現実的にそれは国でそういうような市町村の固定資産税に代わる制度を設けていませんので、すぐ具体化はできないと思います。

ですから、私どもにすると現在の時限立法である償却資産、固定資産税の減免をまず廃止していただきたいというのが大前提であって、そしてそれに代わるJRの支援については、国策として別

な制度で支援すべきではないですかということなのです。

ですから、切羽詰ってきている状況の中で、やはり国土交通省等においては考え方とすれば、今の時限立法であるJR支援の法律を廃止して、別なJR支援の法律等の制定が時間的なこと等があって非常に難しい。ですから、今のを継続して支援していかないとならないと、していきたいと、そういうことかと思っております。

最終的には、やはり予算編成においては、国土交通省の鉄道局のほうからはそういう予算要求はされると思っておりますけれども、こと税制問題に関しては、与党の税制調査会のほうで最終的に結論を出すわけでございます。

ですから、私ども連絡を取り合っている中においては、例えば今の自民党総裁の選挙等が終わったあとにそういうような動きがあるということで聞いておりますし、実は私のほうにも税制調査会の場でそれを主張する。そういう場をできるだけ出席して設けたいという話も伺っているものですから、やはり私どもにすると与党税制調査会の動きの中で強くしていかないとならないなど。最悪、今の時限立法の法律が改正できないのであれば、交付金なり、何なりで福島町に固定資産税に代わる何かの支援の方法がないものなのか。それを強く主張していかないとならないなどということで、外ヶ浜町とも連絡を取っているところでもございます。

あわせて、また先般、四国の坂出市のほうからも、この問題について、向こうの助役さんからも福島町の対応等についての電話も来ていたということもあります。やはり、この国のこういう交付税が減っていく中で赤字のJRのために犠牲になっている各自治体において、いろんな危機感を持っているなど。ですから、場合によっては、今この場で断言することはできませんが、与党税調と協議した中で、できれば関係自治体が一同に、政府、総務省、財務省に対する、そういうような動きということを具体的にやらなければならないような場が必要ではないのかなと、そういうことも現在

考えてございますが、まずもって、今申し上げましたとおり、9月の与党税調のほうで強く主張していきたいという考え方でございます。5年間の延長、それはさきほど申し上げましたが、国土交通省、鉄道局のほうでそういう形の中でJRを支援していきたいということにあわせての回答かなと思っています。

ただ、いずれにしてもこれが撤廃されると、現時点で支援がなければJR北海道の経営は、まったく成り立たなくなると。それはJR北海道の本社のほうからも聞いてございます。ですから、国策として、それは大事ですから支援してください。ただ、北海道で福島町だけが犠牲になるのは、私はおかしいですよということを前面に、今多くの国会議員の先生方にも、それなりに理解してもらって、だんだんそれが浸透してきているなど。ですから、民主党を中心にしたJRの支援の人方においても、署名活動をされたということも1つの大きな要素ではないのかなと、そう思っております。

あと、町営住宅等の使用料等については、また担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平野隆雄） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 町営住宅の滞納処分でございます。

現行でいきますと、1カ月遅れますと文書催告、それで3カ月過ぎますと電話、あるいは訪問徴収、それらでいって誓約等をされた場合にはそれで経過しますけれども、されない場合は、年にだいたい5月と12月くらいに保証人等への電話催告、文書催告を実施しております。さきほど助役が言いましたように、そのスパンを早めて今後は実施していきたいと。以上です。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員。

○委員（滝川明子） いろいろ、お聞かせいただきました。滞納整理機構なのですけれども、ここに書いているように、悪質な滞納者に対してということで対応が違うのは当たり前の世界のことと思うのです。差し押さえや取り立てを強行にする

機構という意味で、滞納整理機構については、私は反対したのですけれども、悪質の種類にもいろいろあると思うのですけれども、実際、心配しているのはこういうことで、私が病気になっているのに生命保険を差し押さえられて、入院して、治療、通院するのに大変ということで、地元の親が払った例です。

そして、滞納者自体も何年か経過しているうちに、今は福島町ではないという方もおりますよね。出稼ぎの立場ですと、世帯を持つと出稼ぎ先で居住してしまうとかということもあつたりますから、そういう例だと思うのですけれども、借金が成人していれば親も子もなくて、借金した人の借金であつて、親が払わなければならない。兄弟がということにはならないわけですけれども、税相談というのは、できるのではないのかなというふうに思うわけです。言うなれば、悪質というふうに決めてしまつて滞納整理機構に渡す前に、そういった相談も大事かなというふうに思うのです。

そして、やはり滞納整理機構ができて町民の中には、実態をまだ知らない人が多いわけですよ。これはもう、私もよく相談を受けるものですから、多重債務者がサラ金会社等に焦げ付いてしまつたら一括で払わないとならないということで、取り立てをされるのと同じではないのかと思つてドキッとしたわけですけれども、そのくらい滞納整理機構というのは強力に徴収するものなのだと、私もあらためてわかつたのです。

ですから、中には悪質な人もいるかと思うのですけれども、悪質を決めてしまつて、渡してしまう前に、きめ細かなとか、大変だと思うのですけれども、税務課の方たちのご苦労が必要ではないのかなというふうに思っているのですよ。だから、今までも努力なさってきたと思うのですけれども、なるべく悪質でないようにしなければいけない。

それから、杉村委員がお話されたように、5年間で時効は確かなのですか。やはり、5年間で時効になるということであれば、ずいぶんいけないことですし、そういったことをいう悪質滞納者が

いて、それが広がるようなことにでもなったら本当に大変だと思いますので、そのこともはっきりと教えてください。

○**委員長（平野隆雄）** 本庄屋税務グループ参事。

○**税務グループ参事（本庄屋誠）** 滞納整理機構に引き継ぐまでには事前に、相当本人と話をしています。逆に、ほとんどの方が文書催告をしても会ってもらえません。

その中で、滞納整理機構にいく前から何年も同じような状況で訪問、それから納付方法を協議しています。それで、税金の中身につきましては、さきほど町長が言いましたように、今のものではなくて、ほとんどが過去のものなのです。それで、そのときには収入はあるわけなのですけれども、その時点においてもほとんど反応がないという状況であります。

それから、渡す前にあたりましては、過去の経緯、こう、こう、こういう状況で一切、進展ありませんから、このたび引き継ぎますので事前に相談、または協議してくださいということでは再度出します。それでも返事がない方が、結果的に滞納機構のほうに送っております。それ以降にしましても、例えば今みたいに病気だとか、いろんなことがあったときは町のほうにも協議があります。当然、病気それから、いろんな経済状況があると思いますけれども、その確認はその都度、内容が変われば税務課のほうに確認や調査の連絡があります。そういうことで、当然、その辺については状況等把握します。

それから、納付方法につきましても、はっきりいって計画が狂った場合もよくあります。計画が狂った場合は、当然、事前相談があればそれも滞納整理機構のほうで認めているはずですが、ですから、遅れたから、入らなかったからということで即差し押さえとはしないはずですが、あくまでも、その辺につきましても事前に相談をしてくれれば、整理機構のほうでも十分にその辺を考慮して、また送るとか、そういうことをしております。

その辺につきましても、町のほうに協議される方もおりますし、まったく無視している方もおり

ます。ですから、まったく無視している方につきましては、当然こちらにも相談はありませんので、こういう状況ですということで報告します。逆に、事前相談がある方はこちらにきて、そしたらこの状況を滞納整理のほうに連絡しますので、再度、協議お願いしますということで進めております。ですから、強行というよりも、その辺の事務的には充分に行っているかと思えます。

それから、5年の時効なのですけれども、当然5年間催促、それから行動を起こさないで、黙っていると時効となります。極端な話、5年間逃げ回っていると時効になります。ただ、それをさせないために面談したり、それから分納計画してもらったり、いろんな手段として、まず相手に会わないとならないということ。それで滞納がありますよと、まずそれを認識してもらって、その段階で逃げ回ってしまえば、5年間ということではできませんけれども、それをさせないために、文書、面談、それから分納ということで歩いていますので、今言ったように最悪の場合もありますけれども、基本的には5年経ったから、はいさようならということではありませんので、その辺はご了解してほしいと思います。以上です。

○**委員長（平野隆雄）** 村田町長。

○**町長（村田駿）** だいたい、その辺についてはご理解していただいたと思いますが、要するに、納めないで逃げるとか、もうそういう簡単なものではございません。私どもにとっても、やはり納税というのは義務でありますし、いろんなサービスをしていく中で、これはまちの人にとって負担願わないとならないことですから、そう考えています。

ただ、滞納整理機構に委託する中で、今いちばん私どもが苦慮しているのが、業者は別として、町内で営業をしている方です。例えば、従業員を使って営業している方。こういう人が例えば滞納整理機構に任せて、銀行口座の停止だとか、何とかするとすぐ倒産します。そうなると、そこにいる従業員が、まずそういうこともあります。ですから、それらについては、今十分に庁舎内でも検

討しながら、どうする、ああするとかという問題もごさいます。

ですから、ただ、ものごと杓子定規で対応しているわけではないのです。例えば、5人なり10人の人が雇用されている職場があると、そこがいろいろ問題があるから、それでは滞納整理機構のほうに頼む。そうするといちばんさきにやるのは銀行口座の差し押さえだとかをやるわけです。まず、そうになっていくと、そういうところは営業ができなくなります。そうすると、イコール倒産、廃業とかに結び付くわけです。そうになっていきますと、さきほど申し上げましたとおり、雇用されている人が、今度そういう職がなくなるということになるものですから、個人のそういう税とあわせて、法人なり企業が滞納しているときについての対応というのは、やはり非常に難しさもありますし、特にそういうことについては慎重に取り扱っているとうことごさいます。

ですから、何度も繰り返しますけれども、滞納整理機構にいったから、消費者金融の取り立てみたいにどこまでも厳しくやっているのではないと。それだけは、1つご理解してもらいたいですし、滞納整理機構にいきますと、役場が来る以上は厳しくなりますよと、場合によっては差し押さえをされることもありますよと。本人にそれくらいのことまでは話した中で、滞納整理機構のほうにもって行ってますから。ですから、その辺は滝川委員さんの受けている、また直接聞いていることと、その辺については、今役場のほうの対応ということはそういう内容ごさいますので、充分ご理解のほどお願いできればなど、そう思っています。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前1時00分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

滝川委員。

○委員（滝川明子） 青函トンネルの固定資産税

軽減措置廃止の取り組みをお聞きしたのですけれども、9月、具体的な動きに対する予定とか未定とか決まっているのでしょうか。

しっかりとした動きを何としても、急いでやらないといけないのではないのかなというふうに思うのです。大変、難しいとは思いますが、国策として大事ということで、JRの支援については考えていただくことにしながら、例えば交付税算入はどうかという話が出たということですが、特別交付税に延長する5年間だけ三島特例の分だけ特別交付税に出してもらおうとか、具体的に挙げて交渉を詰めていくことが大事ではないのかなというふうに思うのです。

関係自治体が一緒に動くということも大事だと町長もおっしゃいましたけれども、四国の坂出市の問い合わせというのは、どういった内容で、これから一緒に行動できるような、そういった動きになっているのでしょうか。

○委員長（平野隆雄） 土門企画グループ参事。

○企画グループ参事（土門修一） 9月現在の陳情に向けた具体的な動きが必要ではないかということに關しまして、さきに資料のほうにも書いていますけれども、税制調査会の会長と事前に打ち合わせはしているのです。

ただ、実際に坂出市のほうの例とあわせて考えますと、坂出市のほうは地元選出の自民党の与党議員がいるということで、今日明日くらいでしょうか、市長が上京する際に、その議員さんを通じて市の懸案事項を要望事項として出すわけですが、その中に今のJR四国の税制面での支援を今回で撤回されるということを要請するという予定だそうごさいます。

ただ、当管内においては与党の国会議員さんがいませんので、実際にここから選出されている議員さんも、ただいま入院中とかということも聞いていますし、実際には動ける議員がないということもあります。また、実際に税制調査会の前会長でした津島雄二先生は青森県の出身でございませぬけれど、今そこを通じてそういった動きについて相談させていただいています。

ただ、実際には自民党側としても9月の総裁選の関係、自民党としての党人事、そういったこともありまして、まだしばらく待ってくれということでございました。町としては、そういったことを今しばらく、外ヶ浜町とも連携を取りながら、今それを模索している状態でございます。

それと、交付税算入の関係でござますけれども、町のほうとして要請しようとしているのは、さきほど町長が申しましたように、今回でもって時限立法の関係に関わる部分、あるいは全体として当町の青函トンネルに関する部分のJRに対する特例措置を取るがために、当町の税金が削減されるという部分に関しては、そういった制度自体を、地方の税金を削減するといった措置を本来元々の国鉄の赤字は国全体として負っていたわけですから、そういった観点からしますと、今赤字を抱える三島会社、あるいはJR貨物を含めた4社に対して特別にそういった措置を取るのはいかがでしょうか。本州のほうの、JR東日本、JR東海、JR西日本、そういったところはもうすでに株式譲渡もされていますし、そういった優遇措置もないわけですから、

地獄的にかたよった税制になっているのではないかとこの面からも廃止を訴えると同時に、もしそれが叶わなければ、町長申しましたように、交付税なり何か別の補てんの方法を検討していただきたいということで要請しようと思っています。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

安藤委員。

○委員（安藤安雄） 私のほうから、2、3点お聞きします。

9ページの温泉健康保養センターについてお聞きします。さきほど、担当課長から説明ございました。13年度から17年度までを見ますと、利用する方が少なくなっているというのはわかりませんが、4月から7月までの推移では、ちょっと多くなっているという感じです。私、思うのですけれども、一般質問でもこれに関連して温泉のことで質問した記憶があるのですけれども、今、

町の温泉に行くバスが運行されておりますよね。このバスの運転については、2便が4便になっているということで、この高齢者の方が利用されておりますけれども、一般の方も利用されているのではないかと思います。1台であれば、もう1台の椅子に各地域を回って、満席で乗ってバスを利用しているのか。利用されている車の状況をお聞きしたいと思います。

それから、私、認識不足で時間が9時半まで延長になったということで良かったなという感じでしたのですけれど、この書類を見ますと、私は開店時間にいったことがないので、10時30分から9時30分までやっているということなのです。私はさきほど言ったように、10時から9時30分という感覚でいたものですから、30分延長されて、内容的に利用される方が増えたのかなという思いがあったのです。それなりに、あまり経過がよくないということもありますけれども内容的には、やはり延長というのではなく、時間をずらして10時30分から9時30分までということで、営業時間は同じ時間であって、そういうふうには私は思いますけれども、人数的にはこの書類でわかるのですけれども、利用する我々として、ちょっと厳しい言い方ですけれども、まだ福島の町営温泉に対する認識というか、ただ温泉があるということで、まだ一度も町民の方で利用していない方が多いのではないかと思います。

そういう中で、先日も温泉の中で子ども連れの若いお父さんだと思いますけれども、子どもが初めてきたような話しぶりで聞いたら、連れてきたのは初めてだと。そしたら、また来たいという話もしているのですね。ですから、やはり町民の中でもそういう、今はもう各家庭新築してお風呂はあって、自分の風呂を利用するというのは前提ですけれども、私が思うには、町の財産だと思っておりますよね。

やはり、町民が少しの憩いを安心して過ごせる場所というのは、今福島町では、トンネル記念館とか横綱記念館は見学的にできますけれども、やはり心を癒すには温泉だと思っておりますよ。そう

ということから言いますと、温泉に対するアンケートも普通であれば利用していますかということを中心にした希望とか、そういうものを含めたアンケートだと思いますけれども、ぜひ、やはり温泉を利用していない方に対して、なぜ利用できないのかという、そういうところまでアンケートを取ることでも大事ではないのかなと思います。

私たちの気が付かないところで、新聞、テレビなどを見ましても、温泉の効用というのはあるものですから、やはりこの財産を私たち町民1人1人が守っていくのも町民の責任にもつながってくるのだなという思いもありますから、ぜひ、そういうことも含めて今後の課題にしていってほしいなと思います。

そういうわけで、さきほどのバスの利用状況をさきにお聞かせください。

○**委員長（平野隆雄）** 花田修一福祉グループ参事。

○**福祉グループ参事（花田修一）** バスの利用でございまして、毎水曜日と毎金曜日、1カ月で8回、暦の関係で7回の月もありますけれども、だいたい8回の運行で町内を回っております。民間が3回と5回が町のほうなのですけれども、水曜日につきましては、3回が民間で1回が町です。18年度につきましては、途中ですが今現在743名ですね。17年につきましては1,660名。それから16年は1,961名という数字が出ております。これは、今の水曜日ということです。それから、金曜日につきましては18年度の計なのですが、現在まで554名の方が利用されているという記録でございまして。

それと、時間延長は10時からのが10時30分まで。9時に終わるものが9時30分までということで、去年からやっております、去年のデータでは5カ月で260名の方が30分の間の利用者となっております。

アンケートでございまして、なぜ利用しないのかということで、自分もそうなのですが、そういうふうにご利用しない人の声、今委員さん言われましたとおり、うちのほうもそれについては、どう

いうことで利用しないのか、めいめい個々理由があるかと思えますけれども、それについては検討してみたいと思っております。

○**委員長（平野隆雄）** 安藤委員。

○**委員（安藤安雄）** 今、バスの運行状況の内容を聞きましたけれども、私が思うには、やはり温泉でも利用されている方はわかると思うのですが、ブラックシリカが入りました。

そういうことで、今まで一般に入浴されている方の声を聞きますと大沢の松前温泉、湯の里温泉は湯冷めはしないけれども、吉岡の温泉は湯冷めをするということを言っているのですよ。しかし、今回、このブラックシリカが入ってからの利用者の声を聞きますと、そのせいか湯冷めしないのではないのかなという声も多々あります。さきほど私申し上げましたとおり、唯一の町の財産ですので、やはり1人1人がこの温泉に対する認識というか、利用をもっと考えていくことが大事ではないのかなと。厳しい言い方ですけども、利用されている我々も含めて、ほとんど町内の方ですけども、まず同じ顔ぶれの人が多いです。町職員にしても、前にも言ったことありますけれども、昼は勤務で入れないと思いますけれども、せめて夜は利用する時間もあるのですから、何とか1人でも多く、我々が率先してそういう利用をして、もしこの温泉の利用がだんだん少なくなって、経費が負担になって、そういうことはないと思いたすけれども、閉店ということになった場合には本当に寂しい思いをします。

ぜひ、さきほど申し上げたことを踏まえて、1人でも利用者が多くなるように、そういうふうな内容面の利用する方々の声を聞けるような、また利用できなかった人に対する、そういう声を聞けるような対応もしていただきたいなと要望をして終わります。

○**委員長（平野隆雄）** ほかに。

佐藤委員。

○**委員（佐藤多市）** これからの経済的なことを考えてみて、今安藤委員もいろいろ温泉のことについてPRもしたいようございましてけれども、

私は温泉も、今燃料の高騰で相当に費用がかかるのではないのかなと思うのですけれども、外のほうを11月頃から3月頃まで休むような体制をつくったら許可にならないものかどうかと思って。あまり、人数も余計に入っていないようですよね。

ですから、それだけでもドラム何十本も違うのではないのかなという気もするものですから、もしそういうことも内部で検討できるものであったら、そういうことも考えていったほうがいいのではないのかなと思っていますけれども、いかがなものでしょうか。

○委員長（平野隆雄） 花田修一福祉グループ参事。

○福祉グループ参事（花田修一） 燃料高騰につきましては、全国的な問題でございまして、いろんな業界でテレビに出ていますけれども、油を使う業界ですね。いろんな陳情とかで、大変皆さん苦慮しているようなことも報道にあります。うちの温泉も当然そうなのでございますが、概算的には年間使う重油は16万5,000リットルくらいになっております。金額的には、1,000万円を超えておりますが、これがこのままの情勢でいきますと、リッターは変わらないのでしょうか。当然、単価が上がっていますので金額に跳ね返ってくるかと思えます。

それで、今のご提案は燃料高騰に伴いまして、露天かと思えますけれども、そういうふうな場所を時間を限って閉鎖するとかというお話でございまして、自分たちとしては、そこまで考えたことはないの、今明解な答弁は出せないのですけれども、そういうふうなことも、これから以降につきましては、検討する余地があるのかなと。ただ、そこだけ閉鎖したあと、それを好んでくる人もいますかと思えますので、なかなか難しい問題だとは思っております。

○委員長（平野隆雄） ほかに。

溝部委員。

○委員（溝部幸基） 何点かお伺いします。さきに、字句の部分で3ページの青函トンネル固定資産関係の表がありますね。その下に、軽減は主に

云々と書いていますけれども、この6分の1、2分の1以外に何か主にと書いているということは、そのほかに要因があるのかどうか。今までは、ずっとこの対応で何度か議論してきたのですが、最初は36分の1からでした。それが少なくなってきて、今の状態になるということなのですが、これを見ますと何かほかにもあるというような感じに受け止められます。それは、字句的なものなのか伺います。

まず、交付税の関係なのですが、18年度分の普通交付税が決まりましたので、この15億7,983万2,000円、この算定の段階のまちの基準財政需用額がいくらになるか、それを聞かせてください。

それから、さきほど課長の説明では、平成17年の決算の部分で、5,900万円くらいの黒字になったということなのですが、これは単年度収支でいくらになったのか。たぶん、単年度収支ではマイナスなのかなというふうに思うのですけれども、その辺の状況を聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、国の三位一体改革の部分では、どんどん交付税の分は減額するということなのですが、その対応策ということの部分では、国庫負担金、補助金、それから税源の移譲ということの調整が、確かに交付税の額からするとそんなに多い額ではないと思うのですけれども、それがどう影響したかという検討する部分では、やはり臨対債、あるいは税源移譲を含めて交付税の減額、そのトータルをして17年度決算出ていますので、その段階でどういう状況になるのか。これは、たぶん把握しているのだと思うのですが、把握していただければ教えていただきたいというふうに思います。

それから、さきほど課長が19年度以降の交付税の部分、ガバナンスで和歌山県の記事を読んでということで説明したのですが、ちょっと私の理解している部分と違うのかなと思えます。たぶん、説明の部分では簡略にということで説明したのだと思うのですが、説明を聞くと全面的に人口面積だけで処理しますと、変えていきますというふう

に聞こえたのですが、私がいろいろ調べて、勉強などを行っている部分の中では、あくまでもそういう方向に変えていかなとならないということなのだけれども、19年度の部分については基準財政需用額による従来どおりの計算、その部分のうちの20パーセントについて人口面積の対応で調整をしますと。20年度については、その比率を上げて30パーセントの分を人口面積でしますと。その部分について、和歌山県では8：2、あるいは5：5の比率で調整をして計算をした結果、こうですよと。具体的に来年度については20パーセントの部分について人口と面積の比率をどうするか、20パーセントを80パーセントにするか、50パーセントを50パーセントにするかという議論を今調整をして、その分は最終的に決まらないということの状況だと思うのですが、ちょっとさきほどの説明では私の考えていたこととは違うと思います。

あと、もう1つは、その段階で北海道については積雪寒冷とか、これは日本各地のそういった状況の中でのプラスアルファの分はありますよと。特に北海道については、積雪寒冷の部分でのプラスアルファがあるますよという説明を受けたのですが、現時点の19年度以降の交付税についての考え方ということで、私が今言ったことと、あなたがさきほど説明した内容とは、ちょっとズレがあると思うのです。もう1回、確認の意味でお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、町税の収納対策の部分なのですが、これも字句の部分でそこにこだわるわけではないのですけれども、2ページの上から5行目以下ですね。基幹産業である漁業云々と書いているのですが、確かに漁業も船の燃料、あるいは養殖コンブでは乾燥機などがあるのですけれども、あわせて基幹産業という言葉をよく使いますが、私は漁業も確かに間違いなく基幹産業なのですが、水産加工という部分も加えて、状況的に水産業とか何かという言葉に置き換えていったほうがいいのではないのかと。特に今の状況の中で、重油の値上がりの部分からしますと、もう相当な

量を大型水産加工場も乾燥機の段階で使うわけですから影響も非常に大きいということで、特に基幹産業という捉え方をした段階の部分では、やはり水産加工という部分を加味して、前のときも何かの部分でどこかでお話したことがあると思いますので、その辺は指摘だけをしておきたいというふうに思います。

大変、これは徴収、収納の関係ですね。この税金だけではなく、特に心配する部分では12ページの町営住宅の部分ですね。滞納の部分と比較すると、13年度比で見ると3倍以上になるのですね。たぶん、17年の状況を見ますと、滞納額が780何万ということになりますよね。とすると、13年から比べて3倍に膨れ上がっているという状況ですよ。いろいろ担当課含めて、特別徴収班を年に2回やって対応しているということなのですが、結果的には、それが功を奏してないという状況がこの数値だというふうに思うのですね。

ですから、私は従来の今までやってきたもののプラス何か変えていかないとならないのだと、それでないと背景的には、より厳しい経済状況にあるわけですから、いちばんは滞納の部分も整理していくということも大事ですけども、それとあわせて大事なものは増やしていかないと。単年度部分での現年課税の部分、あるいは現年の使用料の部分について、どう滞納をなくしていくかということをやらないと、ずるずる往年で3倍みたいなことになっていくわけですから、私は抜本的な対応を、これは税制調査会とかにも具体的な事例のようなものが出てくるのですが、それがうちの場合は特別徴収班ということになるのですが、税金だけではなくて、使用料、手数料、そういったものをすべて滞納の状況が逐次、把握できるような体制を取ると。特別徴収班とすれば、年に2回ということではなくて、これを常設の形で対応していかないとならない状況まできているのではないのかなというふうに思うのですね。

やはり、最終的には行政サービスの部分も誓約をしていく、ここの部分についてはそういう対応も条例含めてつくっているわけなのですが、税や

使用料、手数料についても行政サービスの部分で一定の真面目に納税している町民の皆さんとの区分をしていかないと、真面目に納めている方が何だということになってしまうのではないかなというふうに思いますので、そういった面で町全体、これは縦割りということではなく、横断的な形の中でのそういった組織の検討をして、分析をしながら対応すると。

これは、税金の整理機構がいろいろやっていますけれども、やっている内容そのものは町自体でもできる範囲だというふうに思うのです。町ができる範囲を超えて、整理機構でなければできないということではないのだと思いますので、そのくらい厳しい見方をしていかないと、どんどん膨らんでいく状況の解消ということには、私はならないというふうに思いますので、抜本的な対応を全町挙げてしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それから、青函トンネルの固定資産税の関係、これも町長が苦慮して、いろんな機会を捉えて、私自身も一度、津島さんとも町長共々お会いしたこともあるのですが、それから見てもすでに来年からという段階で今の状況では、なかなか厳しいのかなと思います。

特に、さきほどの参事の説明の中では、北海道議会そのものがJR側に立った要望書といいますか、それを提案していると。それから、特に新幹線の部分の関連町村だというふうに思うのですが、そういったところを中心に市町村の議会もそういった形の要望書なり署名をしていると。それを受けて国土交通省の状況ということを考えますと、なかなか並大抵のものでは、元に戻るということではないのだというふうに思いますね。すでに、これはもうだいぶ早い段階から、私どもは案内の段階ではこの対応になっているわけですから、ずっとその中できているという背景を考えると、ちょっとやそっとのものではないのではないのかなと思います。

私は、前に町長にもお話したというふうに思うのですが、やはりここだけということではなくて、

北海道、四国、九州という範囲の中で考えて、実際に対象となっている市町村が一致団結して対応すると。その部分では、減免の撤廃ということもあるでしょうし、それができないのであれば、さきほど滝川さんのほうから出ていますように、交付税の部分なり交付金なりの部分の中で対応するみたいなものも、いち北海道の福島、あるいは外ヶ浜ということではなくて、九州、四国も包含してぶつかるようであれば、北海道議会のやったようなことを四国でも九州でもということになるわけですから、それに対抗する部分とすれば、そういった対応もしていけないとならないのではないかなと思います。そこで、担当のほうに聞きましますけれども、この法そのものに今回の部分は、6分の1の部分は期限付きではないわけですから、これはもうずっと続くということになりますよね。これは完全にトンネルとか橋ということに限定されているのですが、この6分の1の部分の対応というのは、うちが言っている青函トンネルだけではないわけでしょう。だから、新たに新幹線の工事が函館までやっていますよね。施設そのものも対象になるということで解釈したほうがと思うのですが、その辺の解釈がどうなのかと。

もう1つは、実際にこの6分の1の対象となる、例えば青函トンネルの部分であれば、どこがということ把握されているのかどうか。四国ではどこなのか、九州ではどこなのか。そして、全国では、だいたいどのくらいのものがあるのか調べていられるのかどうか。うちだけがということにはならないというふうに思います。全体像みたいなものも、やはりしっかり掴んでいないというふうに思うのですが、事務方でその状況を掴んでいるかどうかをお聞かせしていただきたいというふうに思います。

それから、この資料の部分とはちょっと離れるのですが、いわゆる新聞やテレビで騒いでいます夕張の一時借入金部分。道のほうの発表では、全道の市町村に対して、この一時借入金についての調査をしたということの新聞報道になっていますけれども、その調査の状況について教えていた

だきたいというふうに思います。実質、公債費の比率については新聞等で発表になりまして、15パーセントということの中では、とりあえずホッとしているのですが、そういった部分で財政の担当として、今回の夕張の一時借入金についての反省と言いますか、それをどう捉えているかも合わせて聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、財源という部分で決算の部分で出てこないのですけれども、17年度の決算で確か、備荒資金が9,500万円くらいあったというふうに思います。その備荒資金はこの自立プランの段階で財源としての対応という説明が、私はなかったというふうに思うのですけれども、その対応はちょっとどうなのかなというふうに思うのですよ。

それで、ちょっと備荒資金の部分で調べてみますと、上限とすれば5,000万円が1つの区切りですから、5,000万円を超える部分については、それ以上積み立てをしなくてもいいということなのです。とすれば、5,000万円を差引くと4,000何百万円は自主財源ということで対応できる形になっているという、この備荒資金組合の内容を見ると、私はそういう解釈をするのですね。毎年、基準財政需用額の100分の1の部分を積み立てしていくという約束にはなっていますけれども、それはアッパーを500万円と最低限を10万円ということにすると。その積み立ての額が、5,000万円ということのアッパーにして、それ以上になった場合は積み立てをしなくてもいいという、この規約そのものはそういうなっているのですが、別にそこの部分で現時点では、資金を借りるとか、そういう状況になってないと私は思いますので、その辺の備荒資金についての考え方を教えていただきたいと思います。

それから、もう1つ。さきほどの一時借入金の部分なのですけれども、今現在は、たぶんうちのほうは一時借入金という形はないというふうに思うのですよ。ただ、基金の積み立てを運用するという形のやり方みないなもので、それに変わって

るといふことにあるのだと思うのですけれども、その実態を教えてほしいということ。

それと、今は指定金融機関が江差信用金庫ですから、普通預金、定期預金、それから労働金庫ですか、それにも若干、確かもうずっと定期預金していますよね。その部分、それらのちょっと金利、これは徐々に金利も高くなってきていますので資金運用という部分では、いかに効率よく、定期等を組み合わせしながら資金運用していくというのは、大事な財源の確保ということになりますので、その辺の金利の状況も把握して、たぶんわかると思いますので教えていただきたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 花田春夫財務課長。

○財務課長（花田春夫） 財政に絡んで結構な質問でございましたので、書き取っておりますけれども、逐次、ご答弁差し上げますが答弁漏れの場合、ご指摘いただければなというふうに思います。

まず、今年度の交付税も7月25日に決定されて、すでにその資料の中に額は書いてございますけれども、その中で基準財政需用額はいくらなのかというお話でございます。基準財政需用額は、20億6,311万4,000円。これが18年度の基準財政需用額の額でございます。当然、交付税については、それから基準財政収入額を差引いて、さきほどもご説明いたしましたけれども、不足分が交付税でくると。なおかつ、交付税の会計もそれぞれ枠がありますので、その分以外の不足分については臨時財政対策債で補っているというのが現状でございます。その辺は、ご理解いただけるものというふうに理解します。

それと、17年度の決算の状況。当該年度で端数が付きますけれども1,000円単位で申し上げますと、5,963万3,000円が黒字決算、いわゆる繰越になりました。おそらく、ご指摘は当該年度の実施的な収支はどうなのかということなのですが、実はこの中に財調から当初が2億5,000万円の予算でしたけれども、交付税、あるいはいろいろなもろもろの財源調整をした結果、2,214万7,000円を繰り入れしておりますので、実質単年度収支としましては、この分を差

つ引きますと3,748万6,000円、1,000円単位で申し上げますと、そういう数字になってございます。

それから、三位一体でのいろんな改革の中で、補助金、あるいは一般財源化されたもの、それと臨対債の部分もおっしゃっていましたが、それについては、ちょっと具体的に数字を掴んでおりますので、のちほど、もう一度、お聞きしましてから資料を提示したいなというふうに思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、臨対債については、これまでもいろんな計画の中で説明申し上げますけれども、平成18年度で廃止される方向性にあります。従って、これまでの臨対債の状況を見ますと、昨年度で前年対比で23パーセント。今年度でも前年対比で15パーセント削減されて、ほぼ計画通りになるものかなというふうには理解していますが、ただ、急な補てんする財源でございまして、それがなくなるとほかの自治体もおそらく、パンクするだろうという、そういう思いも期待も含めて、来年以降、はっきりと廃止するという今の状況はまだ聞いておりません。

ただ、来年以降の地方財政計画の部分については、ご存じのとおり、11月の末、もしくは12月にかけての計画が示されますので、その中に明確な方向性というものが出されるのかということで理解はしていますが、若干、期待も含めて、実は進んでおるところでございまして。ただ、額がいくらになるかということは、今ここでは申しませんが、そういう状況だということだけ認識していただければなというふうに思います。

それと、ガバナンスの資料まで持ち出して説明したのはいいのですが、ちょっと舌足らずの部分もございました。議長がおっしゃったとおりの算式方法で動いています。ということは、19年から3年間かけて財政需用額の3割、いわゆる交付税の3分の1、30パーセントを人口面積で按分していこうということですが、19年については、まだ明確な数値は出されておられません。

推測するには、財政需用額の20パーセントの人口面積の按分、それも割合として、おそらく人口が8割、面積が2割というような方向性も出されていますけれども、確定ではございませんが、だいたいそういうような推移でございまして。3年間かけて、さきほど申し上げました今年度の交付税の総額が15兆円の3分の1を、いわゆる5兆円を3年かけて、そういう人口按分でいこうと、人口面積按分についても、およそ最終年度には50パーセント、50パーセントというような方向性で、検討されているということでございまして。

それと、その中で北海道の雪寒含めて、おそらくいろんな補正ケースも出てくるやには思うのですが、今までの交付税の算定がちょっとややこしいといいますが、補正ケース含めて、相当入り組んだ内容になっていますので、それを簡略にしようという動きだけは確かにあるようございまして。

北海道は、面積等からいって雪寒も含めて、増えるだろうというような推測は立ちますが、わが町によっては、ガバナンスの資料を見ますと、同じような財政規模、それと人口面積というふうにと、確か3町をちょっと例にとって私言ったのですが、この中でも2割の80パーセント、20パーセントでいくと4,000万円くらいが減るだろうというような試算が実は資料として出されて、地方財政統計をすると、その辺を1つの捉え方として推計を立てないとならないのかなというふうに思っています。支庁に聞いたら、まだ北海道はその辺の作業が遅れているらしくて明解な答えが出てきませんでしたけれども、その辺は、今後も注視していきたいなというふうに思っています。

それから、夕張の一借の部分での話でしたけれども、財政担当者として、財政手法の反省点ということなのでしょうけれども、どうも内容を見る限りでは、私どもにとっては考えられない手法なのかなというふうに思っています。それ以上のコメントは申し上げることはできないかというふうに思っていますので、ご理解いただければな。

それと、一借の現状の部分ですけれども、実は、

一借は17年に限って言いますと、3月の30日から4月7日にかけて、約1週間ちょっとですが、5億借り入れしてございます。当然、その時点で返還してございますので、そういう借り入れの状況でございます。

それと、備荒資金の関係も出てございました。現在、17年度決算で9,700万円ほどあったかと思えます。ご指摘のとおり、原資は5,000万円になるまで積み立てしなさいということで、これまでもそういう形で積み立てもしていました。5,000万円になってからは、積み立てはしてございません。

ただ、あと備荒資金組合のほうで、各町から5,000万円出たものを、特枠で別に5,000万円あるのですが、うちの場合、5,000万円しか積み立てしていませんから、その運用益をさらに積み立てしているということで、9,700万円何がしのものになっているのをご理解いただきたいというふうに思います。5,000万円以上のもは一般財源化できるのではないかというお話ですが、実はそれも備荒資金組合のほうに、昨年でしたか問い合わせしました。財政事情がこんなに厳しいので、取り崩しできないのかなというお話もさせていただきましたが、財政が逼迫して赤字で再建になるような状態であれば、それは備荒資金組合としても考えますが、これは互助的な考え方の備荒資金組合の資金、特に災害に備えた資金ということもあって、一般財源化はちょっとご遠慮願うというような回答でした。

ただし、借り入れについては、いろんな事業、確か3つほど事業があったと思うのですが、その際には、低利で借り入れするといったことで回答いただきましたので、今後、また、いろんな事業も出てくるかと思えますが、その中で低利な資金の運営をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと。5,000万円以上の積み立てについてはしてございません。

それから、基金の歳計現金の繰替え運用でございますけれども、実は各会計といえますか、各基金が何本かあるのですが、その中に基金は当然、

目的基金ですから、それなりの目的に達するための基金ですので、全部を運用できるわけではございませんけれども、17年に限って言いますと、財調基金と減債基金、それとあわせて、土地開発基金、現金の部分、総額で6億4,000万円ほどになるのですが、これを年度当初に歳計現金繰替運用をしてございます。

なぜ、していますかという、さきほど一借のお話もさせていただきましたけれども、これを運用しないことによると、年間で約7億5,000万円くらいが一時借入をしないとしないような事態になると、従ってこれは基金を運用することによって、一借の場合は比率が高いので、ちなみに利率が1.375と、17年度の比率でございますけれども、こういった利率でございます。今、銀行利息も預金については、ご存じのとおり低いので、17年度で0.03パーセントというような低い利率でございますので、一借するよりは運用したほうが資金運用上では有効性があるものというふうに理解をしまして、運用させていただいているというのが現実でございます。

仮に、その一借がそのまま運用しないで借りたとすれば、30万円ほど実は優位に立っているという運用の仕方をしていきますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

金利は、ゼロ金利政策がなくなりまして、今年に限って言いますと、もうすでに3回上がっています。現在、実は最終的に9月5日、昨日も金利が上がってございまして、運用にあたっては積み立てし直しをするという部分で優位なほうで運用してございますので、その辺はちょっと、今、金額的にいくら優位なのと言われると出ていませんけれども、そういう手法で助役と相談しながら、繰替えて積み立てをしてございます。その辺は、常時、収入役である助役のほうと相談しながら運用していますことを申し添えて説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長(平野隆雄) 本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事(本庄屋誠) まず、2ページの表現の関係なのですが、基幹産業、ご

指摘のとおり、町の基幹産業は漁業だけではありませんので、加工場も重要な産業です。この表現につきましては、今後気をつけてまいりたいと思いますので、ご了承お願いいたします。

それから、3ページの下から3行目の軽減は主に6分の1、2分の1と書いてありますけれども、3ページの上から3行目で、主に3つの条項と書いておられますとおり、トンネルに関しましては、3件の軽減条項があります。それで下のほうに書いてありますけれども、実は大臣配分につきましては、中身がまったく示されてきません。それで、この確認をするために、旧鉄道建設公団のほうにまいりまして、その資料をいただいてきて、それを分析した結果が大きいのが6分1、2分の1なのですけれども、そのほかに一部、金額にしまして全体で50億円、これは要するに、青森から木古内まですべての距離なのですけれども、55億の部分が36分の1という適用になっております。それにつきましては、青函特例と新構築物立体という法律と、それと三島特例の3つがありまして、これが6分の1、3分の1、2分の1ということで、かけますと一部、36分の1ということになりますので、表現としましては、主に6分1、2分の1が大きいということで、12分の1で表現しております。ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○**委員長（平野隆雄）** 土門企画グループ参事。

○**企画グループ参事（土門修一）** さきほどの青函トンネルに関する固定資産税の関係でございます。対象となる福島町と同様にJR支援のために固定資産税を犠牲にするといった、似たような市町村が全国的にあるのではないかとということと、それと一致団結した全国的な取り組みが必要ではないかということでございますけれども、関係自治体としては、青函トンネルとあわせまして、本四架橋の3本、神戸鳴門ルート、小島坂出ルート、尾道今治ルート、それぞれ神戸市垂水区、それから徳島県の鳴門市、岡山県倉敷市、香川県坂出市、広島県尾道市、愛媛県今治市などが考えられます。あと、そのほかに旧国鉄関係で固定資産税が

犠牲になるといった部分から考えますと、それぞれが連絡を取り合うということも大事かもしれませんが、市長会なり、各市町村会なり、そういった地方自体組織全体のつながり、連携なりで、こういったことに対する要請活動が広がりを見せれば、より効果的ではないかと思ひますし、仮に今回、さきほど状況が大変厳しいというお話もさせていただきましたし、そういった観点からも今後、今回の結果がどうなるかはわかりませんが、先々のことを考えますと、そういった広がりを持った動きが必要だという考えでおります。

○**委員長（平野隆雄）** 新山建設課長。

○**建設課長（新山佳隆）** 12ページの関係で滞納繰越分が年々増加していくと、この対策の歯止めですけれども、年間100万円くらいずつ増えていっています。

これは、従来の方法もさることながら、さきほど説明しましたけれども、催告スパンを早める、保証人との交渉、それらを強化していきたいのと同時に、特別徴収班会議がございまして、その中で各種手数料含め内部で検討して、今後どうしていくか、これから対策を取っていきたく思います。よろしくお願ひします。

○**委員長（平野隆雄）** 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1時55分)

(再開 午前 2時15分)

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

溝部委員。

○**委員（溝部幸基）** 交付税の部分、課長は単年度収支は5,963万3,000円でしたかね、それから財政調整基金の部分を引きいた分がという話をしたのですが、ちょっと単年度収支の考え方が間違っていないですか。5,600万円何がしから、前年度の単年度収支を引きいた額がその額になるのではないですか。

それから、財政調整基金を調整して、最後の実

質単年度収支が、たぶん単年度収支そのものも狂うということはないはずですよ。マイナスになるはずですよ。それから実質単年度収支は、たぶんこの計算からいくと2、300万円のマイナスになるというふうに思うのですが、今調整したばかりの、その捉え方、単年度収支の考え方がわかってないのかなというふうに、説明を聞いて思いましたけれども、その辺、確認をしておきたいというふうに思います。

それから、この大きい点だけ言いますけれども、備荒資金の部分で、今手元に規約はあるのですが、16条を見ると組合市町村が納付額を超えて納付した場合、財政上の必要があるときは第17条の規定に関わらず、この17条というのがいわゆる災害とかを含めた、この4項目になってくるのですよ。規定に関わらず、なんどきにも、その返還を求められることができるというふうに書いているのですよ。

この論から言えば、その前段ではさきに言いましたように、15条の部分で基準財政需用額の100分の1と、それはアッパー500万円以下は10万円。それで総額は5,000万円をアッパーにして対応するということになっています。これも9,000万円を超えているわけですから、自主自立のプランを含めてやった場合に相当厳しい見方を財源としてという話をしている段階で、この規約の内容を見たら、4,000万円を超える額が自主財源として対応できるという内容なわけですよ。組合の、この規約そのものが、今さきほど課長が答弁したような話に、私はならないというふうに思うのです。もちろん17条の部分での災害云々とか、それからそれらを含めて積立額を超えて貸し付けをすとか、いろんな内容はここに書いています。ですから、その対応はあるとしても、5,000万円を超えた部分については、いつでも返還を求められると書いていますよ。

それと、さきほど5,000万円を超えてからは積み立てをしていないということなのですから、平成16年の決算の附表からいくと、16年の段階で120何万円あるのですよ。そしたら、

これは利息ということなのですか。9,000何万円に100何万円も利息がつくということなのですか。だから、この部分に対応していることになるのか。その辺も少し詳しく説明してもらわないと、なかなか今のゼロ金利の部分含めて対応すると。これは夕張の分は、まったくちょっとこことは性格が違って、産炭地の基金の部分をつくって、その中から適正に一時借入できるものを超えて、道とか国の許可なく対応したということなのですから、この備荒資金はそんな感じにはならないというふうに思うのですよね。あえて、対応しているということが、そういう理由なのかどうか確認をしておきたいというふうに思います。

それから、一時借入金は、3月年度末の部分で多くは変わると、これはたぶん目的基金の分から崩してということなのですから、目的基金そのものの額みたいなものは、今もう1回、確認して、さきほど6億いくらを資金運用しているということなのですから、それは全額ではないということですか、全額ということなのですか。

それから、目的基金という性格からいくと、通常は金利が出てきたり、積み立てた部分の利息分は、それを1回は一般会計に入れますよね。会計に入れて、その分を積み立てして増やしていくという、特に土地の関係の部分などはそういうことですよ。そういう部分からすると、今やっている一時運用みたいなものは、例えば、そのまますれば定期に対応できるもの、できないということになりますよね。そういう部分からいったら、目的基金という性格上、それが妥当な形なのかという疑問を持ちますよね。わかりますよ、借入のほうが金利が高いわけですから。そういった運用というのはわかるのですけれども、特に基金の、うちの目的基金という部分から言えば、どうなのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

それから、トンネルの固定資産税の関係。参事はこういう要請含めて、全体でできればという話をしたのですが、全体でできれば問題はないのですが、全体の方向としては、さきに言ったように

北海道でも北海道議会、それから関連町村含めてやったら、福島側に立って要請するという話をしても、なかなか通じるような背景にないのですよ。

ですから、実際に、減免の対象になっている市町村が連携をして、実際に不利益を被っているわけですから、というまとまりをまず考えていかなければならないということの中で、どう把握しているのか。

それと、答弁なかったのですが、あくまで何か聞いていると、トンネルと橋だけと。例えば、今新幹線の工事をやっていますよね。これそのものが、JRが工事しているわけではないですよね。同じ対応の部分行政法人の鉄道建設運輸機構がやっているわけです。これは青函トンネルと同じだというふうに思うのです。だから、今の対象になっている部分はもちろん、その新幹線対応の減免という部分もありますよね。36分の1の中には最初の8年間でしたか、何年間か、その対応もあるのですけれども、それら含めて、今言っている6分の1も2分の1も、私は該当になるのではないのかなというふうに思うのです。

そうすると、これはもうみんな札幌へ行ったら、そっちまでも全部対象になるという話になるわけですから、逆に考えたら、そういうことがあるから、なかなかこのものを切り替えていけないのかなという考えも、私は持つようになってきたのですが、その辺もうちょっと事務方、対象の部分含めて調べたほうがいいというふうに思うのですが、もし、今の時点でわかる部分があったらお願いしたいというふうに思います。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 2時21分）

（再開 午前 2時22分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

花田春夫財務課長。

○財務課長（花田春夫） たぶん、私の説明不足もあるかと思うのですが、ちょっと確認というこ

となので説明させていただきます。

まず、備荒資金の関係ですけれども、実は決算書のほうにも出ていますけれども、今年度末で額を申し上げますと9,717万6,000円が残ってございます。前年度までは、当然、利息ついてはございますけれども、9,590万1,000円に各種事業を備荒資金組合で運用しまして、その運用益を各町に配分するという形のものでございますので、ちょっと利率のほうは貸し出す分がいろんな部分で利率が違いますので、それをトータルして各町に配分するという形態で、それが127万5,000円の運用益になるかと思いますが、あわせて9,717万6,000円というのが現在の残高の状況でございます。

さきほども若干、申し上げましたけれども、実は昨年自立プランを立てるときに備荒資金組合のほうに、その辺を、実は私から備荒資金組合に問い合わせをしてみました。ちょっと、条例の部分まで掻い摘んで勉強をそのときはしませんでしたけれども、のちほど、またちょっと勉強させていただきたいと思います。

そのときのお話ですと、とりあえず原資は5,000万円ですと。各町から原資を5,000万円、その枠に特別枠として5,000万円は積み立てることができる、計1億ですね。ただ、私どものまちは5,000万円を積み立てて、それを運用してもらって、災害があったときにはそこから借入をするなり、取り崩しをするというのが1つの備荒資金組合の方式らしいのです。利率と言いますか、運用益がすごく高いので、別枠で5,000万円があったら同じような運用益になるのですかと言ったら、その辺はちょっとコメントはありませんでしたけれども、それは差し置いて、ではうちの状態、財政状態が再建団体になるような、何もしなければなりませんよと、なるような状態なのでこの分を取り崩しできませんかということでお話をさせていただいたら、いや、これは原資が5,000万円、特枠の5,000万円については単純にお返しすることはできるけれども、その相互扶助的な形があるので、とりあえずは5,

000万円以上の運用益も含めて9,700万円ですが、ちょっと取り崩しはできないのですよというようなこと言われたものですから、それはもう1回、再度、ちょっと確認させていただきませう。

私どもも、今の財政状況が厳しくて、それが取り崩しできるということであれば、当然、運用していかないとならない話ですから、その辺はちょっと時間を置いて、のちほど調べて、正確なお答えを溝部委員のほうにさせていただきたいと思うのですが、ちょっと勉強不足もあって申し訳ないと思うのですが、その辺ご理解いただければというふうに思います。

それから、基金の歳計現金の繰替運用ですけども、ちょっと、これもまた私の説明不足だったのかなというふうに思います。運用していますのは、さきほどもお話したかと思うのですが財政調整基金が5億6,466万4,000円。これは、16年度末の基金の残高をそのまま運用していると。それと、減債基金2,274万3,000円。それと、土地開発基金の現金、土地ありますけれども、現金の部分を5,305万3,000円、あわせて6億4,046万円を運用してございます。通常の、うちの場合はメインバンクが江差信用金庫ですから、その分を定期、1億以上だと大口定期をすると、さきほど言いましたように、利率が0.03パーセントなのですね。定期に積み立ててもいいのですが、それよりも現金を運用して、一借の額を抑えようという手法でいます。昨年度の一時借入の利率が、さきほども言いましたように、1.375、ですから定期で積み立てて0.03ですから、当然、1パーセント以上の効果額が表れてくるだろうと。

一方では、溝部委員おっしゃるように、確かに、基金運用ですから利息も含めて基金のほうに積み立てしないとしないと、そういうこともしています。

手法として、運用していますけれども、一般会計から0.03パーセントに見合う分の一般会計から各会計に支出をしています。支出といっても

結果的には積み立てているのです。その額が19万2,605円。これが0.03パーセントだと、そのくらいの金額の利息がつくだろうということで、年度末に一般会計から支出をしまして、その分を各会計のほうに積み立てしているといったことでの手法を取っていますので、さっきは少し言い方が不足していましたが、そういう状況で運用しています。ご理解をいただきたいというふうに思います。

単年度収支については、もう1回確認させてください。もう一度、あとでその辺をお聞きしまして、内容を精査して資料をお渡ししたいと思しますので時間をいただきたいというふうに思います。

○**委員長（平野隆雄）** 土門企画グループ参事。
○**企画グループ参事（土門修一）** さきほどの、今の青函だけではなくて、他の自治体等も連携する必要があるということでお聞きされたことに対して、さっき全国的に市長会なり、市町村会なり、全国的な組織でも運動していただければという答弁をさせていただきました。実際には、資料を説明する段に説明しました各自治体がJR支援のための意見書を採択しているという部分に関しまして、新幹線がさらに札幌まで延伸することで経済的な効果を期待して、それを採択している自治体もあろうかと思えますし、また江差線などJRの支援が途切れることによって地方交通がさらに切られていくということを懸念する自治体もあるかもしれません。

そういった観点から、全国的に一律な展開はどうなのかという議長の質問でしたけれども、確かに、そういった観点から見ますと、青函等、本四架橋3本だけの自治体の問題ではないということも含めて、要請活動の事務局として、さらに研究してみたいなというふうに考えます。

○**委員長（平野隆雄）** 本庄屋税務グループ参事。
○**税務グループ参事（本庄屋誠）** 新たに、できる新幹線に対する課税の件だと思うのですけれども、当然、青函トンネル等の中に新幹線が走りまると、当然それも今の新幹線に対する軽減対象となっておりますので、その辺も全国と同じような

軽減対象となるかと思っています。

ただ、今条文については持ってきておりませんが、過去に調べた中で、そのような青函トンネルに係る特例がありますので、それが適用されるかと思っています。

○委員長（平野隆雄） 溝部委員。

○委員（溝部幸基） 勘違いしています。今、トンネルの中の話をしているのではなくて、今福島とか外ヶ浜と同じような対応の町村がどういう対応かと。

そして、トンネルや橋だけではなくて、今新幹線の対応の部分も含めてやった場合に、実質工事は鉄道建設運輸施設整備機構でやるわけでしょう。それを終わったあとに、今度はそれをまたJRに貸し出すということになる。そしたら、同じになるわけでしょう。

この、今言っている2分の1の対象の部分というのは、JR北海道が借り受けて本来の事業の要に供するものと、国なり、国に変わる施設からという対象のもので、これが対象になるわけですよ。とすれば、今までの話を聞いているとトンネルと橋だけのよう、だからトンネルの端と出口と入り口と、橋の出口と入り口のよう、そこだけがやればよいという話ではないというふうに私は思うのですよ。だから、逆に面倒だと。これが新函館までいったあと札幌までということになったら、全部がその対象になるのです。けれども、片一方ではJRのために要望書まで出して、JR側に立ったスタンスで対応しているという状況を考えると、なかなか難しいのではないのかなということで、事務方としては、その辺もきちんと把握して対応しなければということですから、今の分はちょっと調べておいてほしいなというふうに思います。

それから、交付税の単年度収支の分、少なくとも財務課長は財政のトップなわけですから、今いわゆる国でも、かたかなで言うならプライマリーバランス。要するに、単年度で収入と支出がどうかということが問題で、単年度の収入に見合うだけの支出に抑えましょうという話をいろんな部分

でやるわけです。だから、決算の附表もそういう部分では、単年度収支、それから今度はそれにプラスして財政調整基金を調整して実質どのくらいの単年度収支になるかということの話。だから、前年度、たぶん私の記憶では、平成16年からの繰越は8,000万円くらいあったのではないですか。今は5,000万円ということでしょう。だから、16年の繰越を差引きしたら単年度収支は2,000万円くらいのマイナスになるはずなのです。要は、さきに言ったように、単年度で、17年度で収入はいくらだったか、支出はいくらだったかという部分の指標なのです。これを大事に捉えていかないとならないということなので、財務課長、これは基本の基本だと思いますので、確認していただきたいなと思います。

それから、備荒資金がそういったことで、もう少し調べてほしいし、規約そのものも読んでほしいということなのですが、仮に100何十万円を金利ではなく運用益ということになると、そしたら、この備荒資金の運用益は何で出るのかと、これは、たぶん貸付なりということ、あとは国債を買うのか、資金運用してやるのですけれども、どう考えても、100何十万円も配分するようなものということになると、そしたら、実際に貸し出す金利はどのくらい取られるのかと心配になりますよね。だから調べる段階では、借り入れた場合の利率もちょっと一緒に調べていただきたいと、お願いしたいというふうに思います。

それから、指定金融機関が金利の状況を言ってくれないので、ちょっとわからないのですが、私もデータの信金の部分の新しい金利、これは普通預金で0.1、ですからだいぶ上がりましたよね、ケタが1つ上がりましたよね。それから、定期預金もそれなりに上がってきているのです。ただ、ここでさきほど労働金庫の部分はどうかと聞いたのもそうなのですが、市中の銀行と信金の金利を比べてみると、やはりどうしても低いのですよ、普通預金は同じですね。ただ、定期になると、3カ月のものから、1カ月のものから、全然違ってくるのですよ。長くなればなるほど、

大口になればなるほど、これは0.1くらいの違いが出てくるくらいの状況が出てきているのです。昔のバブルが崩壊する前の金利から見ると、まだまだ低いのですけれども、ただ、大変厳しい財源ということになると1万円とも言われないと私は思うのです。

ですから、財政を預かる部分とすれば、できるだけ定期も含めて高い利率、金利そのものは自由競争という部分になるわけですよ。一般の部分と、また大口という部分は違いますし、背景としては保障付きの役場なわけですから、そういった部分では残念なことに、福島は一方向だけということなのですけれども、ただ、そういった部分では市中銀行も含め対応して、金利も踏まえて指定金融機関との交渉をしていただきたいと思いますし、あとは普通預金と定期預金の絡みを含めて、もう当然、やっていると思いますけれども、やはり資金繰り、試算表ですね、昔は証券会社に1週間単位で預けて対応していた、そういった時期もありますよね。そこまでは、今の段階ではいかにしても、間違いなく定期のほうがいいわけですから、そういった部分の工夫をしながらやるとすれば、やはり全体の、今はたぶん四半期を中心に毎月の翌月、2カ月、3カ月という形の中でやっているというふうに思うのですが、そういう工夫をしながら、できるだけ効率よく金利の運用をして利益を上げるようお願いをして終わります。

○委員長（平野隆雄） 村田町長。

○町長（村田駿） まず、トンネルの償却資産の関係でございますけれども、三島特例は全国関係のあるところ、北海道、四国、九州、JR貨物が三島特例の中で特に、また、ここは別に青函特例というのが、この青函トンネルの中でたまたまそういう1つの枠があったものですから、それをまず共通するのがうちと外ヶ浜町だと。そういう中で、今は替わっておりますけれども、自民党の税調の会長が青森からいると。そういう中で取り組んできたことは事実でございます。

今、新たな新幹線工事の付随した関係工事が進むわけでございますが、まずもって、私どもにす

ると、今外ヶ浜町のほうと、午前中から答弁でも申し上げておりますけれども、まず、そういう体制を取りながら、あらためて、今我々の動きに対して、四国の坂出市等においても関心を持っておりますし、また向こうのほうでも刻に動いている経緯がございます。

いずれにしても、特に固定資産税に関わる地方税の我々の確保というのは、非常に大事であり、重大であり、そしてまた、今の新幹線工事と合わせますと、非常にまた難しい問題であることも事実でございますが、まずもって、今スタートの段階ではそういう形の中で取り組んでおりまして、繰り返しますけれども、たまたま前与党の自民党の税調の会長もそういうことで関心を示し、何とかしないとならないという話をしておりますものですから、今この9月に新しい総裁が決まったあとに、たぶん具体的な動きになろうかと思っておりますけれども、その段階で具体的な詰めをしながら、そしてまた、今の三島、あるいはまたJRすべてに関連のある市町村が取り組む傾向になっていくものか、それは別にして、とりあえず私は、この青函トンネルにお互いに関わり、入り口に面している我々が中心になって動かないとしないと、そういう基本的なことで、今当面は進めていきたいなど、そういう考え方でおります。

また、いろんな基金とか、そういう形の中で非常に金利が自由化されている中で、確かに運用の中で運用益を上げないとならない。利息でそれなりの歳入を得ないとならないということは重々承知しておりますし、いろいろ財政担当、あるいは収入役を兼掌している助役においても苦勞しているわけですが、ただ、指定金融機関が1本という中で、非常にその辺は難しさがあります。ですから、ただ安易に私どもは借入金と定期預金に積んで、そして一時借入等の回数を増やしていくことも方法でしょうけれども、それらについては、入ってくるものと十分に検討しながら適性な管理はしていかないとならないと思っております。

また、備荒資金の関係については、財政課長のほうから話されましたとおり、やはりいろいろ、

そういう中身についての課題はありますが、ただ、議論されたのは運用益があまりにも大きいものですから、あえて今取り崩して、引き上げて町の基金を積むよりもいいのではないのかという議論も一部でされたことも確かでございます。それらについては、これからまた充分、検討していかないとならない事項ではないのかなと思ってございます。

また、単年度収支の関係につきましても、たぶん財政課長の認識の中では、歳入歳出、歳入面で不足な分は基金の取り崩しを入れて収支のバランスを取った中で、年度末にその基金ほうに取り崩した分を返して、差っ引きプラスであったと。そういう中での黒字ということでの説明であったのではないのかなと、そう思ってございます。いずれにしても、単年度収支、前年度からの繰越、それは収入も含んで、収入の足りない部分も引き継ぐわけでございます。その辺についてはこれから充分、指摘を受けないような体制の中で整理していきたいと思っておりますので、何分にも、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○委員長（平野隆雄） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

○委員長（平野隆雄） お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件に関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄） ご異議なしと認め、調査事件に関する意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

以上で、調査事件を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 2時45分）

（再開 午前 2時55分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次期定例会後の閉会中の所管事務調査事件は、
1、所管関係施設・事業等の町内視察について。
2、第4次福島町総合開発計画（前期実施計画）のローリング状況について。
3、住民記録等電算システムの更新について。
4、その他所管に関する事項についてとし、平成18年第3回定例会に閉会中の所管事務調査事件として申し出をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄） ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、平成18年第3回定例会に閉会中の所管事務調査事件として申し出をすることに決定いたしました。

次に、その他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄） 以上で、本日の案件の調査は終了いたしましたので、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時56分）